

第377回 鳥取海区漁業調整委員会 次第

令和2年10月27日（火）午前10時00分から
倉吉シティホテル レニー・マーシー（2階）

1 開 会

2 挨 捶

3 議事録署名委員指名

4 議 事

- (1) 鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について
(くろまぐろ第6管理期間) (諮問)
- (2) 県外者に対する小型いかつり漁業の許可取扱方針について (諮問)
- (3) 鳥取県漁業調整規則の改正について (諮問案)
- (4) 漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針の一部改正について (協議)

5 そ の 他

6 閉 会

第377回鳥取海区漁業調整委員会
出席者名簿

第21期鳥取海区漁業調整委員会委員

任期：平成28年8月12日～令和3年3月31日

区分	氏名	備考
学識経験者	浜尾 ちえ乃	
	井本 慶子	
	灘本 晃一	(欠席)
公益代表	渡部 俊明	会長
公選	板倉 高司	
	寺田 幸実	
	景山 一夫	会長職務代理者
	山根 正平	
	児玉 輝	
	武良 賢治	

県及び海区漁業調整委員会事務局

所属	職名	氏名	備考
農林水産部水産振興局	水産振興局長	國米 洋一	
水産振興局水産課	水産技師	永島 宗弥	
境港水産事務所	係長	尾田 昌紀	
鳥取海区漁業調整委員会事務局	事務局長	平野 誠師	水産課長併任
"	次長	岸本 好博	
"	係長	松田 成史	
"	書記	吉田 光来	
"	書記	吉村 龍斗	





資料1-1

第202000172926号
令和2年10月15日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 渡部 俊明 様

鳥取県農林水産部長 西尾 博之



鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（第6管理期間）の変更（諮問）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条の規定に基づく「鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」について、同条第7項の規定に基づき検討をしたいので、同条第10項で準用する第4項に基づき、貴委員会の意見を求めます。

担当
漁業調整担当 永島
電話：0857-26-7339
ファクシミリ：0857-26-8131



鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について
(くろまぐろ第6管理期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1 第6管理期間の都道府県別配分量の変更について

鳥取県の配分量

区分	変更前配分数量	変更後配分数量	増減
小型魚	5.2トン	8.4トン	大型魚と小型魚との融通：3.2トン
大型魚	6.6トン	3.4トン	大型魚と小型魚との融通：△3.2トン

○大中型まき網漁業、近海かつお・まぐろ漁業と大型魚、小型魚の融通調整が整ったため。

- ・大中型まき網漁業との融通：2.1トン
- ・近海かつお・まぐろ漁業との融通：1.1トン

2 県計画の変更案（新旧対照表）

新	旧												
鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について (第6管理期間) 令和2年大臣認可日公表	鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について (第6管理期間) 令和2年5月27日公表												
第1 略	第1 略												
第2 くろまぐろの漁獲可能量について鳥取県の知事管理量に関する事項	くろまぐろの漁獲可能量について鳥取県の知事管理量に関する事項												
<table border="1"> <tr> <td>くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）</td> <td>8.4トン</td> <td>うち0.8トンを留保する</td> </tr> <tr> <td>くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）</td> <td>3.4トン</td> <td>うち0.3トンを留保する</td> </tr> </table>	くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	8.4トン	うち0.8トンを留保する	くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	3.4トン	うち0.3トンを留保する	<table border="1"> <tr> <td>くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）</td> <td>5.2トン</td> <td>うち0.5トンを留保する</td> </tr> <tr> <td>くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）</td> <td>6.6トン</td> <td>うち0.6トンを留保する</td> </tr> </table>	くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	5.2トン	うち0.5トンを留保する	くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	6.6トン	うち0.6トンを留保する
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	8.4トン	うち0.8トンを留保する											
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	3.4トン	うち0.3トンを留保する											
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	5.2トン	うち0.5トンを留保する											
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	6.6トン	うち0.6トンを留保する											
全国における小型魚又は大型魚の採捕の数量がそれぞれ我が国全体の漁獲可能量を超えるおそれがあると認めて、農林水産大臣が当該数量を公表した場合は、本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。	全国における小型魚又は大型魚の採捕の数量がそれぞれ我が国全体の漁獲可能量を超えるおそれがあると認めて、農林水産大臣が当該数量を公表した場合は、本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。												
第3～第5 略	第3～第5 略												

(参考)

鳥取県の配分量（漁獲上限）

(単位：kg)

区分	配分量 (漁獲上限)	漁業者協定による漁獲枠		県留保
		定置漁業	曳き縄・その他	
小型魚	5,200	2,300	2,400	500
大型魚	6,600	6,000	0	600

【小型魚】水揚量と枠消化率：(定置漁業) 2,294.9kg (99.8%)

(曳き縄・その他) 6.6kg (0.3%)

【大型魚】漁獲実績なし

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について
(第6管理期間)(案)

令和2年大臣承認日 公表

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは、曳き縄漁業や定置漁業を中心に漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図る観点から、国の中長期基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は調査研究の進展を図るために、県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第13条第2項に規定される協定の締結を図り、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を推進する。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について鳥取県の知事管理量に関する事

くろまぐろ 30キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	8.4トン	うち 0.8トンを留保する
くろまぐろ 30キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	3.4トン	うち 0.3トンを留保する

全国における小型魚又は大型魚の採捕の数量がそれぞれ我が国全体の漁獲可能量を超えるおそれがあると著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該数量を公表した場合は、本県の知事管理量が消化されない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量に関し、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

法第13条第2項の規定に基づく本県知事の認定を受けた協定の締結により、定置漁業、曳き縄漁業及びその他漁業は厳格な管理措置を実施する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

第2の知事管理量を遵守するため、以下の管理措置を講じるものとする。

1 緊急報告体制及び緊急管理措置について

(1) 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積み上げに備え、下表に該当する場合は速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
鳥取県漁業協同組合	・定置漁業	・1か統／日当たり 100 キログラムを超える量の採捕
	・曳き縄漁業	・1隻／操業当たり 100 キログラムを超える量の採捕
	・その他漁業	
田後漁業協同組合	・曳き縄漁業	・1隻／操業当たり 100 キログラムを超える量の採捕
中部漁業協同組合	・その他漁業	
赤崎町漁業協同組合		
米子市漁業協同組合		

(2) (1)の県への一報は下表の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階	県
鳥取県漁業協同組合	・各漁業者から、支所長に連絡 ^{*1}	・支所長から、本所指導部に電話連絡	・漁協又は本所指導部から県水産課にメール/FAX連絡 ^{*2}
田後漁業協同組合	・各漁業者から、販売担当者に連絡	・販売担当者から組合長に電話連絡	
中部漁業協同組合			
赤崎町漁業協同組合	※1		
米子市漁業協同組合			・県水産課は送信者に受信連絡

※1 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

※2 県は、上表の各漁業協同組合と県水産課間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を別に定めるものとする。

(3) (1)の一報があった際、漁業者が取り組む緊急の管理措置は下表のとおりとする。また、県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかどうかを確認し、必要な措置を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合は所属組合員に対し大量入網があった旨の緊急連絡をする。 ・本県の残枠が判明するまでの当面の間、漁業者は混獲時の生存個体の放流、くろまぐろの入網時の網の開放及び臨時休漁を実施、漁業協同組合は荷受けを自粛する。
曳き縄漁業・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合から所属組合員に対し大量漁獲があった旨の緊急連

漁業	<p>絡をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の残枠が判明するまでの当面の間、漁業者はくろまぐろを目的とした操業の自粛、混獲時の生存個体の放流を実施し、漁業協同組合は荷受けを自粛する。
----	---

(4) 県全体の合計で1日原則0.2トンを超える採捕の数量の報告があった際は、速やかに採捕の数量を国に報告する。なお、大型魚と小型魚共に同様の措置とする

2 採捕の数量の公表等について

(1) 県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理数量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該数量を公表するものとする。

(2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県の(1)の公表とする。

3 早期是正措置

県は採捕の数量を公表した後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。なお、(1)～(4)は大型魚と小型魚共に同様の措置とする。

(1) 第2の知事管理量の7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。

- ・曳き縄漁業及びその他漁業（定置漁業を除く）にあっては操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努め、2キログラム未満の生存個体は放流する。
- ・定置漁業にあっては生存個体の放流に取り組み50キログラム以上の漁獲が2日連続した場合、1日間出漁を見合わせる。
- ・これらの措置の実施を助言し、併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 第2の知事管理量の8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。

- ・曳き縄漁業及びその他漁業（定置漁業を除く）は、操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努め、くろまぐろの採捕は混獲のみとし、生存個体は放流する。
- ・定置漁業にあっては混獲のみとし、2キログラム未満の生存個体の放流に取り組み50キログラム以上の漁獲が2日連続した場合、2日間出漁を見合わせる。
- ・これらの措置の実施を指導し、併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(3) 第2の知事管理量の9割を超える、又はそのおそれがあると認めるとき。

- ・曳き縄漁業及びその他漁業（定置漁業を除く）は、くろまぐろを目的とした操業は自粛し、やむを得ない混獲の場合であっても生存個体は放流し、超過を確実に避けるために、1日1人1尾を混獲採捕した時点で、当該日の全漁業者の操業は切り上げる。
- ・定置漁業は、くろまぐろの採捕は混獲のみとし、生存個体は放流する。
- ・これらの措置の実施を勧告し、併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

- (ア) 県は、管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- (イ) 特にプレジャー・ボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力を呼びかけるものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項（採捕の停止命令）について

県は、第2の知事管理量の9割5分を超えた時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。また、農林水産大臣が我が国全体の小型魚若しくは大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて当該採捕の数量を公表した場合においても、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量に達したと見なされることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

なお、遊漁者による採捕の数量も知事管理量に含むこととされているため、県が採捕の停止命令措置（法第10条関係）を講じた場合は、本県の海面における遊漁者も、当該命令の対象となる。従って、県は管内の遊漁者についても、当該命令の対象となるとともに、本県管内の漁業者と同様の指導を行うものとする。



資料2-1

第202000185393号
令和2年10月23日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 渡部 俊明 様

鳥取県農林水産振興局 國米 洋一



県外者に対する令和3年小型いかつり漁業の許可取扱方針等について（諮問）

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号。以下「規則」という。）第8条第8号に規定する小型いかつり漁業に関し、漁業調整上の観点から、令和3年漁期の県内に住所を有しない者に係る許可の有効期間を1年とし、許可隻数の最高限度を定めることについて、規則第10条第3項及び第23条第2項の規定により諮問します。

また、令和2年12月1日以降の許可については漁業法（昭和24年法律第267号）第58条で読み替える同法第42条第3項及び第46条第2項に規定する公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定め、許可の有効期限を1年とすることについて、併せて諮問します。

並びに、当該許可を行うに当たり、当該漁業の許可取扱方針及び道県別の許可隻数を別添案のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

担当
漁業調整担当 吉村
電話：0857-26-7318
ファクス：0857-26-8131

I - S - S

(案：11月末まで)

(県外船)

令和3年鳥取県沖合海域における小型いかつり漁業（総トン数5トン以上30トン未満）許可取扱方針

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)第8条に基づく小型いかつり漁業(以下「小型いかつり漁業」という。)の許可に係る取扱方針を下記のとおり定める。

記

1 適用範囲

この取扱方針は、鳥取県内に住所を有しない者が、漁業法(昭和24年法律第267号)第84条第1項に規定する鳥取県の地先海面(以下「鳥取県沖合」という。)において、小型いかつり漁業の許可を受け、同漁業を営もうとする場合に適用する。

2 許可期間 令和3年1月1日から同年12月31日まで

3 操業区域

(1) 総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの

鳥取県沖合

(2) 総トン数10トン以上30トン未満の漁船を使用するもの

最大高潮時海岸線から27,000メートル以遠の鳥取県沖合

4 操業期間

令和3年1月1日から同年12月31日まで

5 許可の制限又は条件

(1) 共 通

ア 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。)別表第2いか釣り漁業の項第1号口からりまでの操業禁止区域内で操業する場合は、18灯を超える集魚灯を装備してはならない。

イ 毎月の漁獲成績を翌月の末日までに漁獲成績報告書(別紙様式1)により、鳥取県知事(以下「知事」という。)に報告しなければならない。

ウ 陸揚港(境漁港、赤崎港、鳥取港、網代漁港及び田後港の中の2港以内)以外の地に漁獲物を水揚げしてはならない(兵庫県及び島根県の10トン未満船で陸揚港を指定しない者は、鳥取県内の地に漁獲物を水揚げしてはならない)。ただし、暴風雨その他やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(2) 総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの

ア 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線以東の海域における最大高潮時海岸線から3,500メートル以内及び東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線以西の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、9灯を超える集魚灯を装備してはならない。

イ 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線と東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線との間の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、6灯を超える集魚灯を装備してはならない。

(3) 兵庫県及び島根県在住者で総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの以外のもの

省令別表第2いか釣り漁業の項第1号口からりまでの操業禁止区域内の海域においては、1月1日から2月末日までの間は操業してはならない。

6 許可申請時における添付書類

(1) 申請理由書

(2) 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条による漁船原簿の謄本

(3) 操業計画書(別紙様式2)

(4) 陸揚同意書(ただし、兵庫県及び島根県の10トン未満船で鳥取県内の港へ陸揚げをしない者は不要)

(5) 所属漁業協同組合長の副申書

(6) その他知事が必要と認めた書類(代表者選定届、船舶使用承諾書(船舶所有者の印鑑証明書を添付)等)

7 許可対象者

あらかじめ定める許可の総隻数内において知事が適当と認めた者

8 その他

(1) 漁業秩序の維持を図るため、悪質な違反を行った者に対しては、翌年の許可をしないことがある。

(2) 当該申請に係る書類は、申請者の住所地を管轄する道府県の知事の意見書を添付して、提出しなければならない。

附 則

この方針は、令和3年漁期の許可に適用する。

(案：12月以降)

(県外船)

令和3年鳥取県沖合海域における小型いかつり漁業（総トン数5トン以上30トン未満）許可取扱方針

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第__号)第5条に基づく小型いかつり漁業(以下「小型いかつり漁業」という。)の許可に係る取扱方針を下記のとおり定める。

記

1 適用範囲

この取扱方針は、鳥取県内に住所を有しない者が、鳥取県沖合において、小型いかつり漁業の許可を受け、同漁業を営もうとする場合に適用する。

2 許可期間 令和3年1月1日から同年12月31日まで

3 操業区域

(1) 総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの
鳥取県沖合

(2) 総トン数10トン以上30トン未満の漁船を使用するもの
最大高潮時海岸線から27,000メートル以遠の鳥取県沖合

4 漁業時期

令和3年1月1日から同年12月31日まで

5 許可の条件

(1) 共通

ア 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。)別表第4いか釣り漁業の項第1号口からりまでの操業禁止区域内で操業する場合は、18灯を超える集魚灯を装備してはならない。

イ 毎月の漁獲成績を翌月の末日までに漁獲成績報告書(別紙様式1)により、鳥取県知事(以下「知事」という。)に報告しなければならない。

ウ 陸揚港(境漁港、赤崎港、鳥取港、網代漁港及び田後港の中の2港以内)以外の地に漁獲物を水揚げしてはならない(兵庫県及び島根県の10トン未満船で陸揚港を指定しない者は、鳥取県内の地に漁獲物を水揚げしてはならない)。ただし、暴風雨その他やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(2) 総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの

ア 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線以東の海域における最大高潮時海岸線から3,500メートル以内及び東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線以西の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、9灯を超える集魚灯を装備してはならない。

イ 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線と東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線との間の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、6灯を超える集魚灯を装備してはならない。

(3) 兵庫県及び島根県在住者で総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの以外のもの

省令別表第4いか釣り漁業の項第1号口からりまでの操業禁止区域内の海域においては、1月1日から2月末日までの間は操業してはならない。

6 許可申請時における添付書類

(1) 申請理由書

(2) 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条による漁船原簿の謄本

(3) 操業計画書(別紙様式2)

(4) 陸揚同意書(ただし、兵庫県及び島根県の10トン未満船で鳥取県内の港へ陸揚げをしない者は不要)

(5) その他知事が必要と認めた書類(代表者選定届、船舶使用承諾書(船舶所有者の印鑑証明書を添付)等)

7 許可対象者

あらかじめ定める許可の総隻数内において知事が適当と認めた者

8 その他

(1) 漁業秩序の維持を図るため、悪質な違反を行った者に対しては、翌年の許可をしないことがある。

(2) 当該申請に係る書類は、申請者の住所地を管轄する道府県の知事の意見書を添付して、提出しなければならない。

附 則

この方針は、令和3年漁期の許可に適用する。

令和3年鳥取県沖合における小型いかつり漁業の県外船許可枠(案)

【許可枠(案)を考える上で参考にした事項】

- ・昨年の許可実績
- ・他県からの入漁希望

【許可枠(案)の考え方】

- ・各県割当許可枠=入漁希望数(許可枠は設定するが、基本的に他県からの入漁希望はすべて受け入れる。)
- ・予備枠の設定(中途希望者などに対応するため、支障のない範囲内で総枠として設定)

(参考)鳥取県小型いかつり漁業協会の意見(10/9 役員会)

- ・県案に異議なし

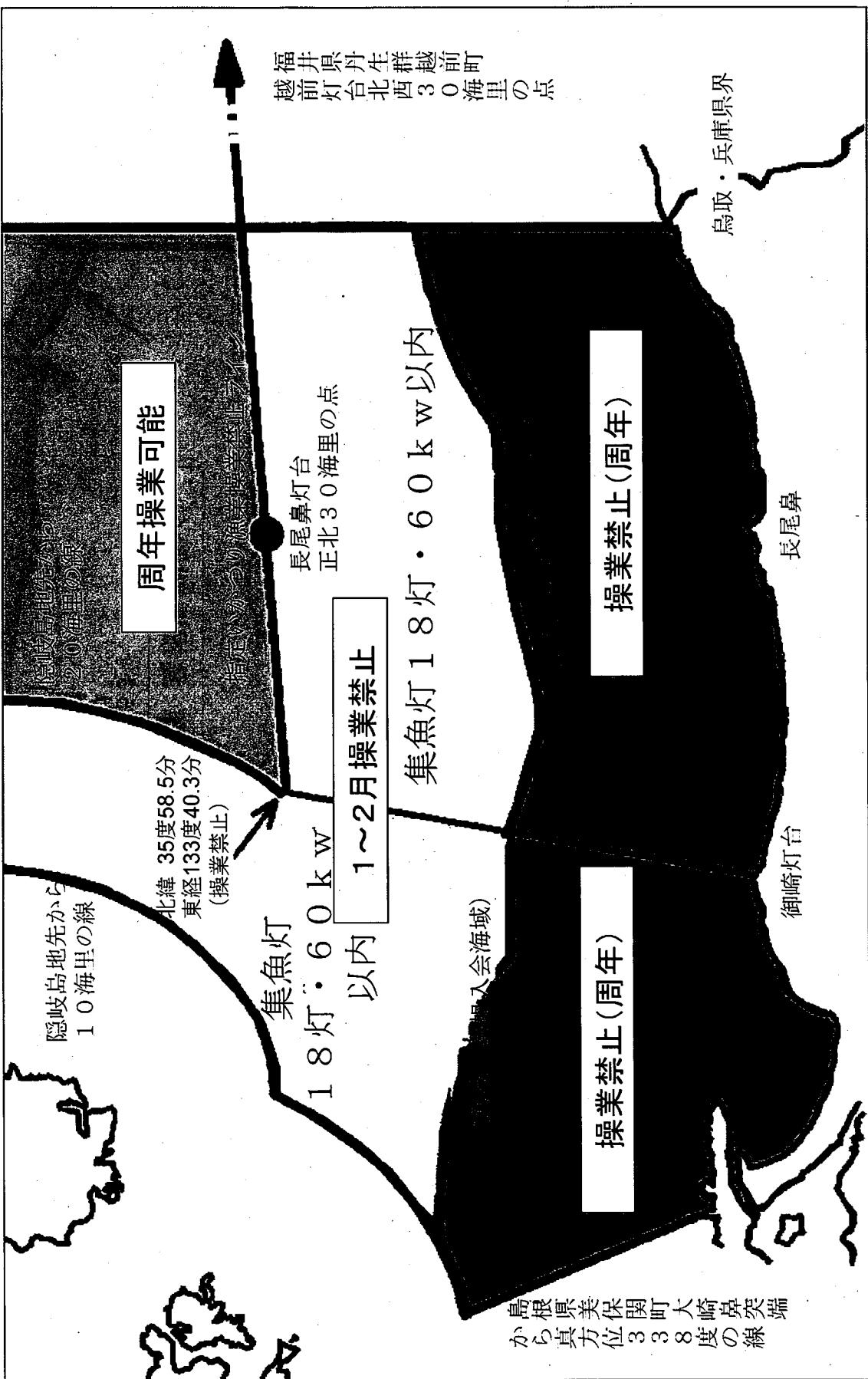
【県外船に対する許可枠(案)】

令和3年鳥取県沖合海域における小型いかつり漁業の県外船許可枠希望隻数

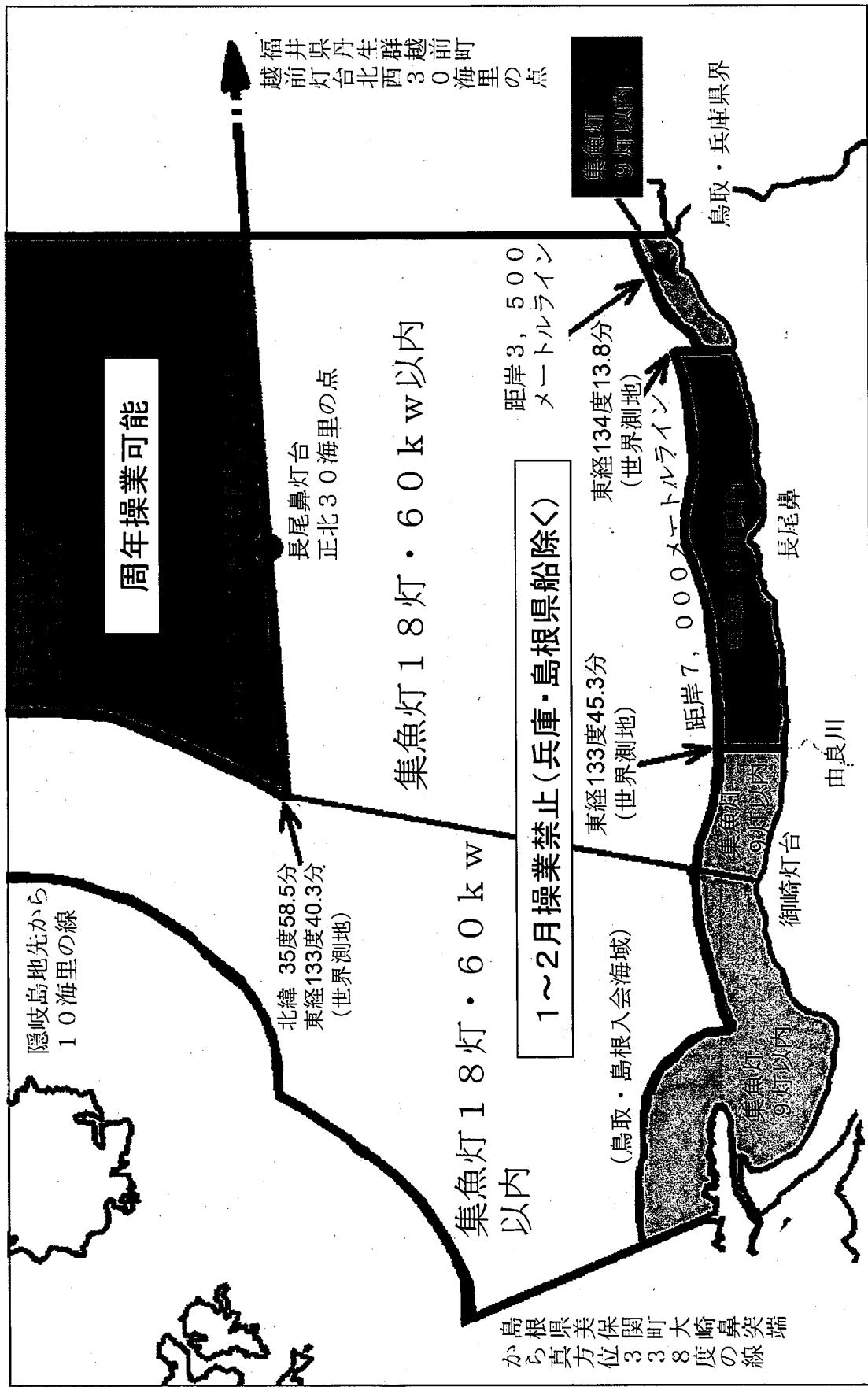
令和2年10月19日時点

道府県	県外船に対する許可										令和2年漁期 鳥取県船 への許可実績	令和2年漁期 鳥取県船 に対する当初許可枠	備考			
	入漁 希望	当初 許可枠	使用 予備枠	許可実績			入漁希望									
				10トン 以上	10トン 未満	計	10トン 以上	10トン 未満	計							
北海道	48	48	0	27	0	27	40	8	48	48	11	日本海海域 11 道南太平洋海域 10 根室海峡海域 4 総隻数 11				
青森県	30	30	2	30	0	30	31	0	31	31	9		24			
岩手県	2	2	0	2	0	2	3	0	3	3	3		3			
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	陸揚港：秋田港 7 金浦港 0				
山形県	2	2	1	2	1	3	2	1	3	3	8	主港：酒田港 21 主港：由良港 1 主港：鼠ヶ関港 1				
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	陸揚港：新潟港 6 陸揚港：両津港 0 陸揚港：柏崎港 2				
富山県	1	1	0	1	0	1	1	0	1	1	0	自由漁業				
石川県	4	4	0	4	0	4	4	0	4	4	14		14			
福井県	21	21	0	9	11	20	9	11	20	20	6	陸揚港：越前港 8				
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	X					
兵庫県	24	24	0	3	17	20	3	18	21	21	17	設定なし				
島根県	5	4	0	2	1	3	2	2	4	4	21	10トン以上 14 10トン未満 17 総隻数 31				
山口県	1	1	0	1	0	1	1	0	1	1	14	設定なし				
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	X					
佐賀県	3	3	1	3	1	4	3	1	4	4	0	自由漁業				
長崎県	33	42	0	34	3	37	35	7	42	42	14	設定なし				
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	自由漁業				
小計	174	182	4	118	34	152	134	48	182	182	131					
予備枠				10						10						
合計				192						192						

鳥取県小型いかつり漁業操業区域図（県外10トン以上30トン未満船）



鳥取県小型いかつり漁業操業区域図（県外5トン以上10トン未満船）



県外者に対する令和3年小型いかつり漁業の公示案について

令和2年10月

鳥取県水産課

1 概要

漁業法の改正に伴い、漁業の許可又は起業の認可をする際には、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、制限措置や申請期間等を公示し、申請に対して許可をする。

県外者に対する小型いかつり漁業許可についても、他の漁業許可同様に公示内容を定める必要がある。なお、この公示案は令和2年12月1日以降の申請を受け付けるための公示である。

2 公示（案）

(1) 5トン以上10トン未満船

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
小型いかつり漁業 (県外船)	鳥取県沖合	1月1日から12月31日まで	定めなし	5トン以上10トン未満船	○○県に住所又は根拠地港を有する者で鳥取県小型いかつり漁業協会と協議して陸揚港を選定した者。	○○隻

許可又は起業の認可をすべき期間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

(2) 10トン以上30トン未満船

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
小型いかつり漁業 (県外船)	最大高潮時海岸線から27,000メートル以遠の鳥取県沖合	1月1日から12月31日まで	定めなし	10トン以上30トン未満船	○○県に住所又は根拠地港を有する者で鳥取県小型いかつり漁業協会と協議して陸揚港を選定した者。	○○隻

許可又は起業の認可をすべき期間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

※道県ごとに公示をする。

※必要に応じて(1)、(2)またはその両方を申請期間を定めて公示する。

- 陸揚同意について

これまで県外いかつりの許可を出す際には、鳥取県小型いかつり漁業協会が本県の漁港に陸揚を承認（陸揚同意）した者のみを許可の対象者としていたが、水産庁から許可を有無のみをもって許可・不許可の判断が形式的に判断されるような運用は適当ではないとの説明があった。しかし、県外いかつりの許可は各道県の小型いかつり漁業団体が横並びで許可の手続きを行っており、今後も陸揚同意の運用を行うことから、本県でも漁業を営む者の資格の確認事項として陸揚同意書の提出させることとする。

- 許可隻数について

県外から漁期途中の申請の要望があった時に、要望があった隻数のみ公示をする。

令和3年漁期の各道県の隻数の上限は各道県に設定した隻数から令和2年11月中に許可した隻数を除した数とする。なお、設定した隻数を超過して申請されることを想定し、10トン未満船5隻、10トン以上船5隻の予備枠を設定する。

例) 令和3年漁期の隻数枠 ○○県 10隻 と仮定した時に

11月中に許可した隻数 7隻 だった場合

令和3年度の漁期途中に○○県が申請できる隻数は最大 3隻 となる。

- 申請期間について

県外から漁期途中の申請の要望があった時に、各道県水産主務課と鳥取県水産課が協議して適当と認める日から2週間の申請期間を設定する。

資料 -3

(案)

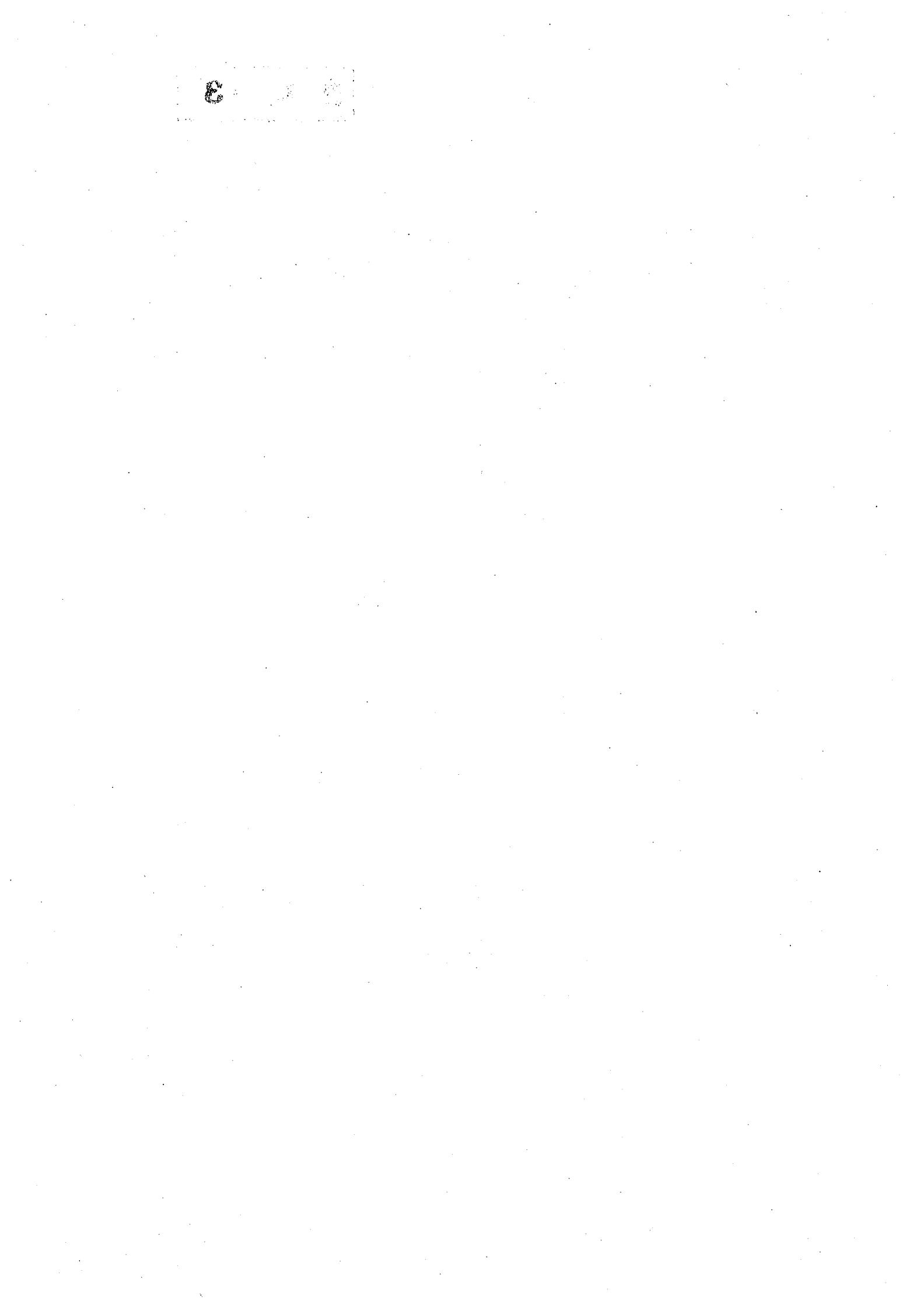
諮詢問

鳥取海区漁業調整委員会

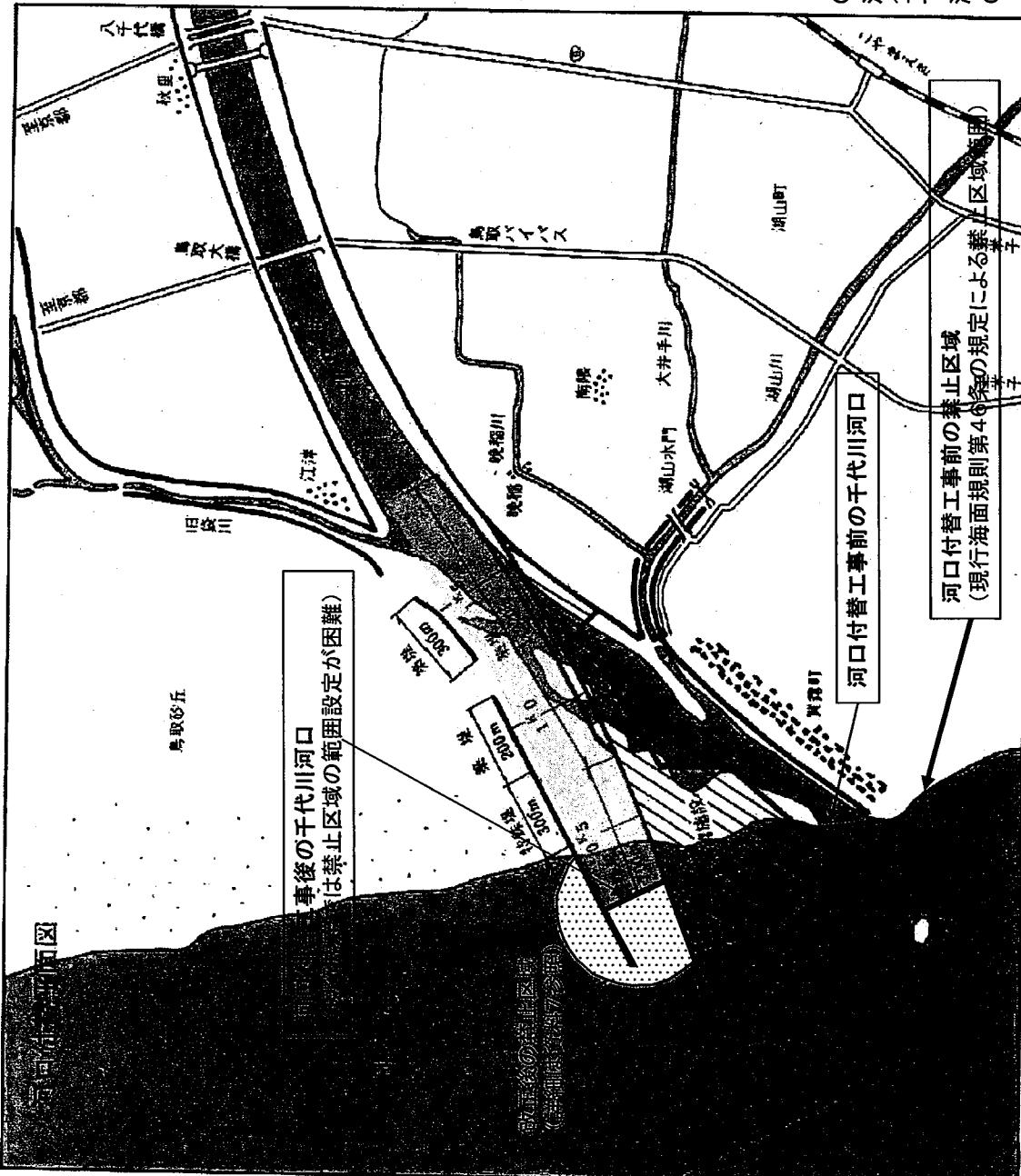
鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）の全部を改正したいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第5項及び同法第119条第8項並びに水産資源保護法（昭和26年12月法律第313号）第4条第7項の規定により諮詢します。

令和2年10月 日

鳥取県知事 平井伸治



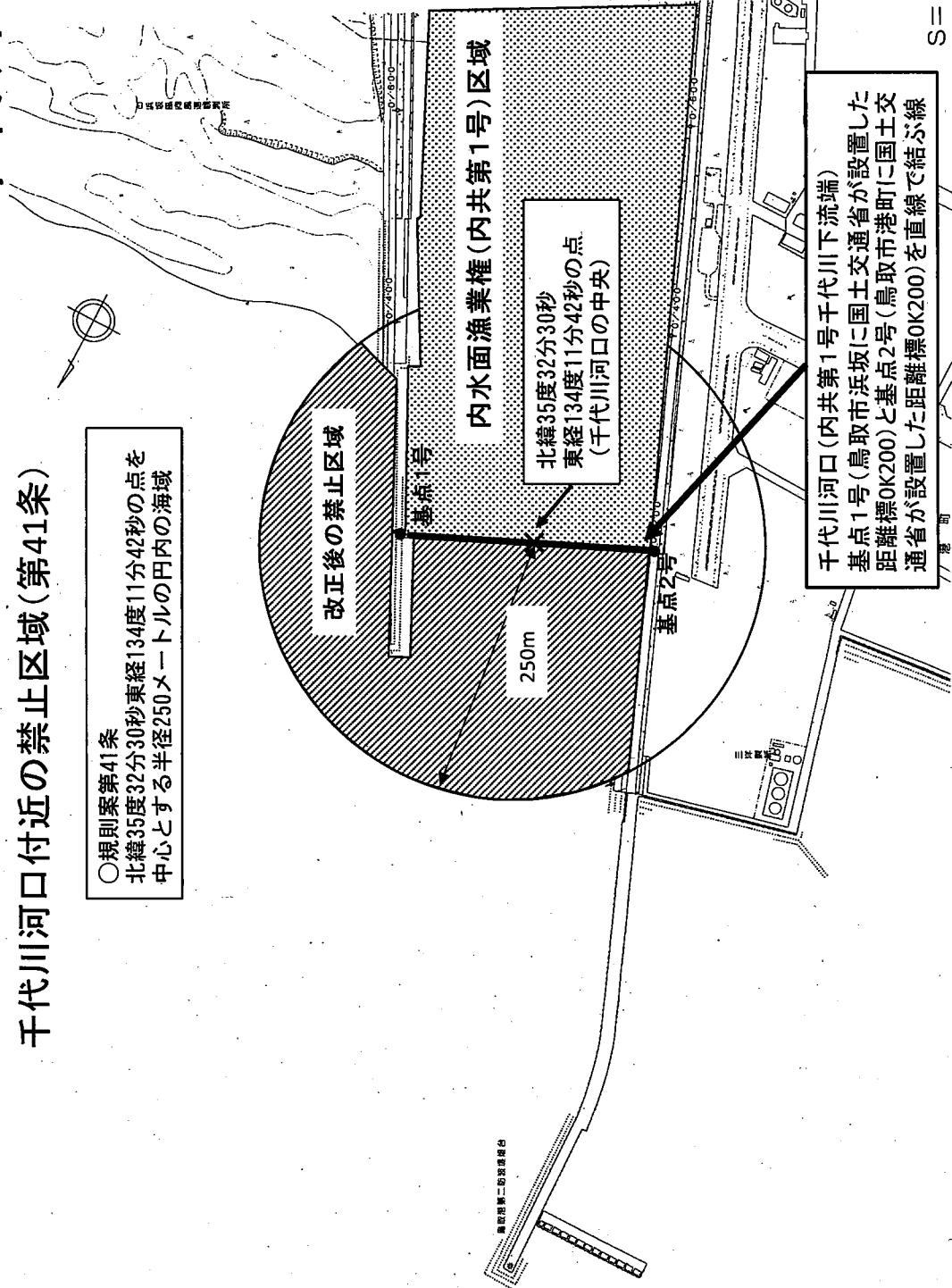
千代川河口の付替状況と河口付近の禁止区域の変更



千代川 N01-1

千代川河口付近の禁止区域（第41条）

○規則案第41条
北緯35度32分30秒東経134度11分42秒の点を中心とする半径250メートルの円内の海域



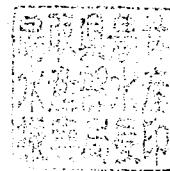


資料4-1

第202000188084号
令和2年10月23日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 渡部 俊明 様

鳥取県農林水産部
水産振興局長 國米 洋一



「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正
について（協議）

のことについて、下記に係る改正をしたいので、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 漁業法改正、鳥取県漁業調整規則改正に伴う規定の整理を行う。
- 2 操業実態のない漁業種類の削除を行う。
- 3 不正確な操業禁止区域の記載の整理を行う。
- 4 共同漁業権区域内で操業する場合の許可条件の整理を行う。
- 5 中海及び境水道を含む漁業許可の新規許可を認めない旨の記述の削除を行う。

担当：水産課漁業調整担当
永島
電話：0857-26-7318
ファクシミリ：0857-26-8131



「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正について

令和2年10月27日

水産課

- ・漁業法、鳥取県海面漁業調整規則の改正に伴い、「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」を一部改正する。
- ・併せて、操業実態のない漁業種類の削除など現状に合わせた整理を行う。

1 改正の概要

(1) 漁業法改正、鳥取県海面漁業調整規則改正に伴う規定の整理

- ① あわび漁業、なまこ漁業の新設
- ② 第4 許可又は起業の認可をしない場合の規定について
 - ア 第9項(2)、第10項の削除
 - イ 対人許可漁業の承継を追記
- ③ 第5 許可の基準の規定を新設
- ④ 鳥取県海面漁業調整規則に記載されていた、第45条(禁止区域)の一部内容（小型まき網漁業：もじやこ網、小型機船底びき網漁業：えびけた網）を許可の条件に記載
- ⑤ 漁業を営む者の資格を記載
- ⑥ 短期の許可の有効期間について
- ⑦ 個別に定められている一部の漁業種類（しいらつけ、地びき網、潜水器）の操業区域を記載
- ⑧ その他所要の規定の整備（下線部：表記の変更のあったもの又は新設したもの）

制限措置（船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格）、条件、
地名など
- ⑨ 該当する条項の修正

(2) 操業実態のない漁業種類の削除

(3) 不正確な操業禁止区域の整理

(4) 共同漁業権区域内で操業する場合の許可の条件の整理

(5) 中海及び境水道を含む漁業許可の新規許可を認めない旨の記述を削除

2 改正理由及び内容

項目	理由	内容
(1) 漁業法 改正、 漁業調 整規則 改正に 伴う規 定の整 備	①あわび漁業、 なまこ漁業の 新設 ・漁業法改正に伴い、密漁対策としてあわび、なまこが特定水産動植物に指定され、違法採捕が厳罰化される。 ・より厳格に規制を行う必要があることから、あわび漁業、なまこ漁業を新たに許可漁業の対象として規定するため。	・資料4-3を参照。

	<p>②第4 許可又は起業の認可をしない場合の規定について</p> <p>ア 第9項(2)、第10項の削除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組合長による同意がない許可申請について、行政不服審査で当該申請を認める事例があるため。 ・漁業法、鳥取県漁業調整規則から該当条項が削除されるため。
	<p>②第4 許可又は起業の認可をしない場合の規定について</p> <p>イ 対人許可漁業の承継を追記</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対人許可漁業は、公示を行い許可しているため。 <p>(案) 規則第5条第13号から18号までに掲げる漁業における承継に係る許可又は起業の認可を申請した場合</p> <p>・資料4-4を参照。</p>
	<p>③許可の基準の規定を新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規漁業(継続を認めない場合の許可の更新を含む)については、定数を定め公示し、申請に対しては基本的に許可するが、定数を超過する場合は、許可基準(優先順位)を定め、これに従って許可を行うことになるため。
	<p>④漁業調整規則に記載されている、一部内容を許可条件に記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県漁業調整規則では、操業禁止区域から削除され、これまでの漁業秩序を担保する必要があるため。 ・当該事項を違反した場合の罰則が同程度とされる、許可の条件に定める。 <p>・許可の取扱方針に追記 小型まき網漁業(もじやこ網) (1) 東部海域(西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地崎とを結ぶ線以東の海域(以下「東部海域」という。))にあっては最大高潮時海岸線から2,000メートル以内及び東部海域以外の海域にあっては鳥取県地先における最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域は、操業してはならない。</p>

		<p>小型機船底びき網漁業（えびけた網） 【西部地区】</p> <p>(1) <u>鳥取県地先における最大高潮時海岸線から 2,000 メートル以内の海域は操業してはならない。</u></p>
⑤漁業を営む者の資格を記載	<ul style="list-style-type: none"> 共同漁業権区域内などの特定区域での操業秩序を保つため。 漁業根拠地で操業区域を分け、定数を定めるため。 	<p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> 潜水器漁業 操業区域を共有する漁業権者の同意を得た者 小型機船底びき網漁業（えびけた網） 【東部地区】 西伯郡阿弥陀川以東に漁業根拠地を有する者
⑥短期の許可の有効期間について	<ul style="list-style-type: none"> 漁業調整のため短期間の有効期間とする漁業種類について記載するもの。 	<p>【関係する漁業種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中海及び境水道を含む漁業 資料 4-4 を参照。
⑦個別に定められている漁業種類の操業区域を記載	<ul style="list-style-type: none"> 許可内容が公示されるため記載するもの。 	<p>【関係する漁業種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> しいらつけ漁業（網代、酒津、浜村、夏泊、泊、赤崎） 固定式刺網漁業（磯昼夜網）（浜村） 地びき網漁業（東、浦富、賀露、浜村、北栄町） 潜水器漁業（福部、賀露、酒津、浜村、湯梨浜町、赤崎町、中山、淀江、米子市（淀江町を除く。））
⑧その他所要の規定の整備	<ul style="list-style-type: none"> 漁業法改正、漁業調整規則改正に伴う表記の修正のため 	<ul style="list-style-type: none"> 制限措置（新設） 使用船舶→船舶の総トン数（変更） 推進機関の馬力数（新設） 操業時期→漁業時期 漁業を営む者の資格（新設） 制限又は条件→条件（変更） 地名など
⑨該当する条項の修正	<ul style="list-style-type: none"> 漁業法改正、漁業調整規則改正に伴う該当する条項の修正のため 	<ul style="list-style-type: none"> 条ずれの修正
(2) 操業実態のない漁業種類の削除	<ul style="list-style-type: none"> 実態のない漁業を取扱方針から削除。 	<p>【関係する漁業種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> かご網漁業（べにずわいかご網）
(3) 不正確な操業禁止区域の整理	<ul style="list-style-type: none"> より適切な取締りを実施するため。 	<p>【関係する漁業種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小型機船底びき網漁業（えびけた網） 資料 4-5 を参照。

【現行の許可の条件】

○西部地区 (94kW (30 馬力) 以下)

- ・鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線上 5,000 メートルの点、日野川河口中央と島根県松江市地蔵崎突端を結ぶ線上 3,000 メートルの点、米子市と境港市の境界から 66 度 (真方位) 2,000 メートルの各点を結ぶ線以内は周年操業してはならない。

○西部地区 (94kW 超 220kW 以下 (30 馬力超 50 馬力以下))

- ・鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線上 5,000 メートルの点、同点と鳥取県日野川河口中央から島根県松江市地蔵崎突端を見通す線上 3,000 メートルの点とを結ぶ線と、阿弥陀川河口中央と地蔵崎突端を結ぶ線との交点、地蔵崎突端を順次直線で結んだ線以内の海域においては、周年操業してはならない。

【改正 (案)】

○西部地区 (94kW (30 馬力) 以下)

- ・次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線で囲まれた海域は周年操業してはならない。

点ア 西伯郡阿弥陀川河口中央点

点イ 点アから正北の線上 5,000 メートルの点

点ウ 日野川河口中央と島根県地蔵崎を結ぶ線上 3,000 メートルの点

点エ 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 (真方位) 2,000 メートルの点

点オ 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点

		<p>○西部地区 (94kW 超 220kW 以下 (30 馬力超 50 馬力以下))</p> <ul style="list-style-type: none"> 次の点ア、イ、ウ、エを順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線で囲まれた海域は周年操業してはならない。 <p>点ア 西伯郡阿弥陀川河口中央点 点イ 点アから正北の線上 5,000 メートルの点 点ウ 点イと日野川河口中央から島根県地蔵崎を見通す線上 3,000 メートルの点とを結ぶ線と、西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎を結ぶ線との交点 点エ 島根県地蔵崎</p>
(4) 共同漁業権区域内で操業する場合の許可条件の整理	・より適切な取締りを実施するため。	<p>【関係する漁業種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小型機船底びき網漁業（かいけた網） 機船船びき網漁業（さより船びき網、1そうびきいわし船びき網） こぎ刺網（きすこぎ刺網） <p>【現行の許可の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同漁業権の漁場区域内においては、<u>当該漁業権者の同意を得ない</u>場合は、<u>操業してはならない</u>。 <p>【改正（案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同漁業権の漁場区域内においては、<u>操業してはならない</u>。 <p>※許可申請時に操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得ている場合は条件から除く</p>
(5) 中海及び境水道を含む漁業許可の新規許可を認めない旨の記述を削除	・新規漁業者が幅広い漁業を行えるようにするため。	<p>中海及び境水道を含む漁業について以下の記述を削除</p> <p>・<u>新規許可はしない。ただし、現在許可を受けている者が、廃業等して、今後許可を受けない場合は、その範囲で新規許可をすることができる。</u></p>

あわび、なまこ漁業の新設について

- ・漁業法改正により、密漁対策としてあわび、なまこが特定水産動植物に指定され、令和2年12月1日以降、知事許可漁業及び漁業権によるもの以外が採捕すると、懲役3年以下、罰金3,000万円以下の罰則となる。
- ・これまで自由漁業の素潜りによりなまこ、あわびを採捕してきたが、より厳格に規制を行う必要があることから、あわび漁業、なまこ漁業を新たに許可漁業の対象として規定する。

1 あわび、なまこ漁業とは

本県において、素潜りにより、あわび、なまこを漁獲することをそれぞれ、あわび漁業、なまこ漁業という。

2 あわび、なまこ漁業実態調査

あわび、なまこは、沿岸域の第1種共同漁業権が設定されている地域において、漁業権対象種として漁業権に基づき漁獲されている。御来屋地先では、鳥取県漁業協同組合員外者が受認を受け素潜りによりあわび、なまこを漁獲している。また、共同漁業権が設定されていない鳥取港内、泊漁港内、赤崎港内、淀江漁港内、境港地先では、自由漁業の素潜りによりあわび、なまこを漁獲している。

地区名	漁業実態
鳥取港	<ul style="list-style-type: none"> ・3名があわび、なまこを漁獲。 ・あわびは周年、なまこは主に1月から3月頃に漁獲。 ・あわびなどの種苗放流活動、あわびの殻長制限を設けるなど資源保護活動を行っている。
泊漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・6名があわび、なまこを漁獲。 ・あわびなどの種苗放流活動、あわびの殻長制限を設けるなど資源保護活動を行っている。
赤崎港	<ul style="list-style-type: none"> ・1名がなまこを漁獲しており、あわびの漁獲はなし。 ・操業時間の制限はあるが、操業期間に関する制限はなし。
淀江漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・20名があわび、なまこを漁獲。 ・あわびは6月を禁漁期間とし、なまこは2月1日から3月31日までを操業期間とするなど漁獲規制を設けている。 ・あわびなどの種苗放流活動、あわびの殻長制限を設けるなど資源保護活動を行っている。
御来屋地先	<ul style="list-style-type: none"> ・約40名が漁業権漁場であわび、なまこを漁獲している。そのうち、漁業権を持つ鳥取県漁業協同組合の員外者約30名が漁獲している。 ・漁業権行使規則、休漁日、操業時間の遵守を徹底している。 【鳥取県漁協御来屋支所の意向】 ・漁業権漁場の管理上、将来的には漁協組合員外者を組合員となるように

	働きかけ、漁業権に基づく漁業としたい。
境港地先	<ul style="list-style-type: none"> 約 10 名があわび、なまこを漁獲している。 あわびは周年、なまこは 12 月 1 日から 3 月 31 日までを操業期間とするなど漁獲規制を設けている。 あわびなどの種苗放流、藻場増殖の資源保護活動を行っている。
中海及び境水道大橋東端以西の境水道	<ul style="list-style-type: none"> 島根県漁業者 3 名があわび、なまこを漁獲している。 県境が設定されているため、鳥取県からも許可を行う必要がある。

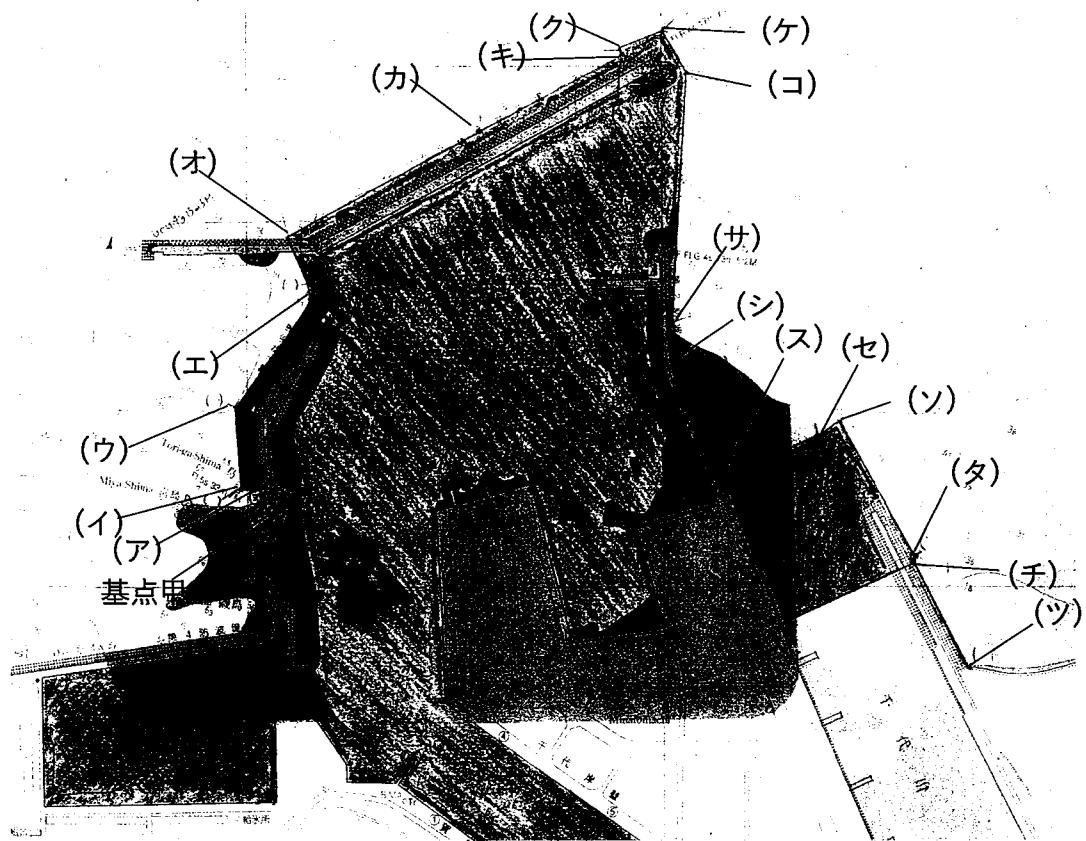
3 許可対象者

あわび、なまこは地区毎に資源が限定されているため、各地区の漁業者間であわび、なまこの資源管理を厳しく行う規程を定め、規程の参加者を許可対象とする。

中海及び境水道大橋東端以西の境水道については、島根県知事からあわび、なまこ漁業の許可を受けた者を許可対象とする。

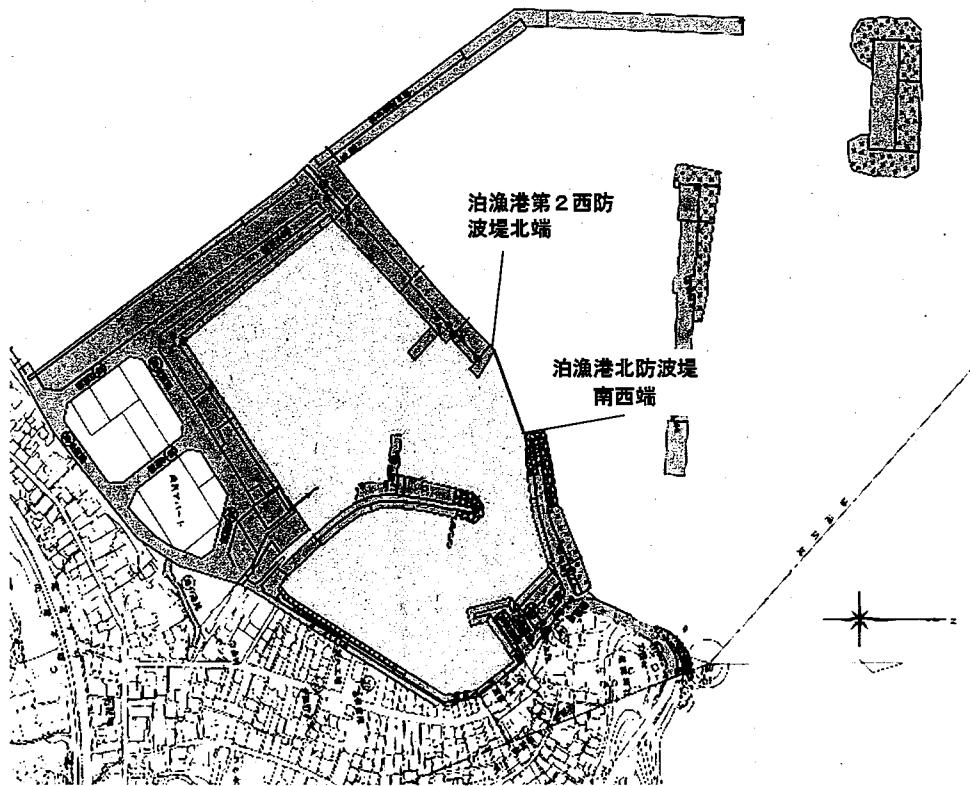
4 操業区域（案）

（1）鳥取港（基点については、5 許可内容（案）を参照）



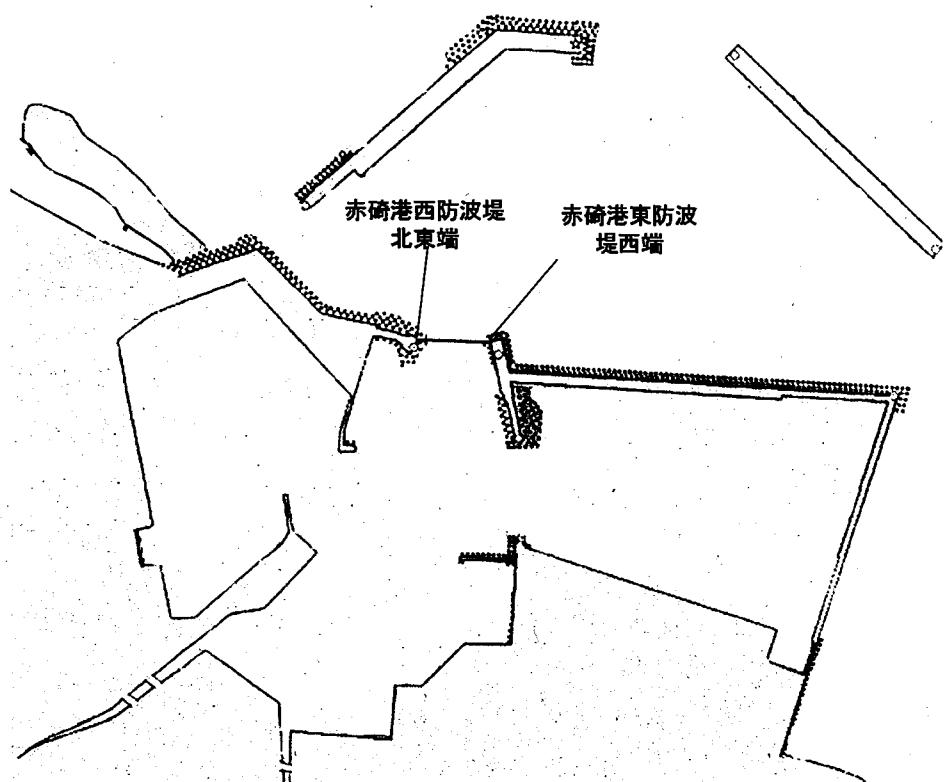
(2) 泊漁港

泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第2西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域。



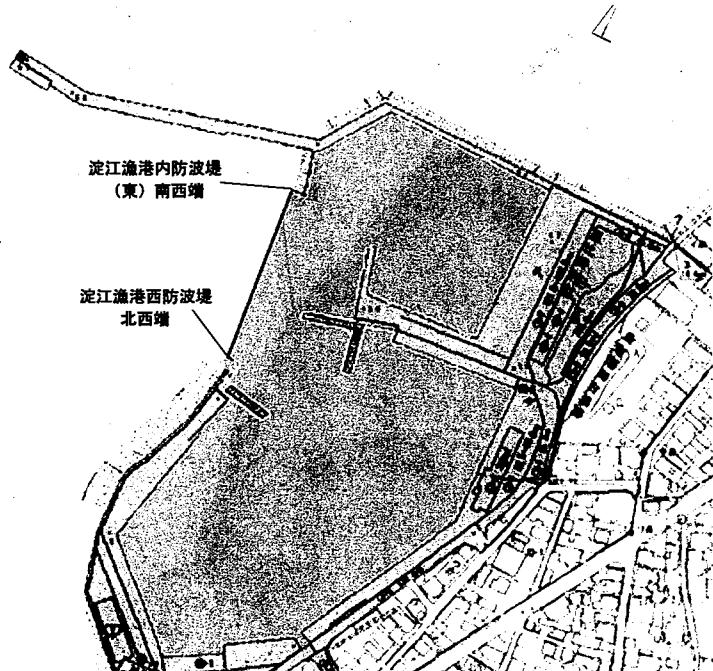
(3) 赤崎港

赤崎港東防波堤西端と赤崎港西防波堤北東端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域。



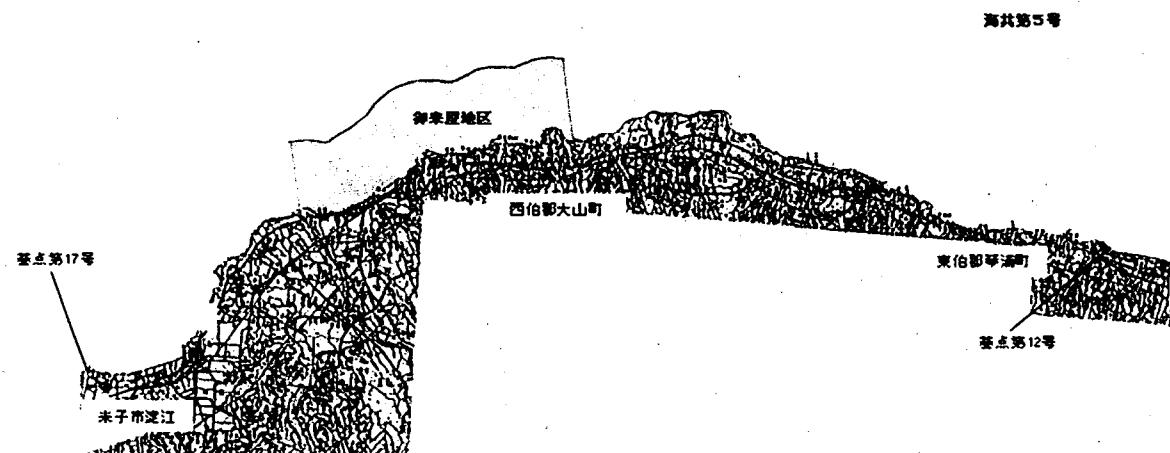
(4) 淀江漁港

淀江漁港内防波堤（東）南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域。



(5) 御来屋地区

西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分（真方位）の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分（真方位）の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線によって囲まれた海域



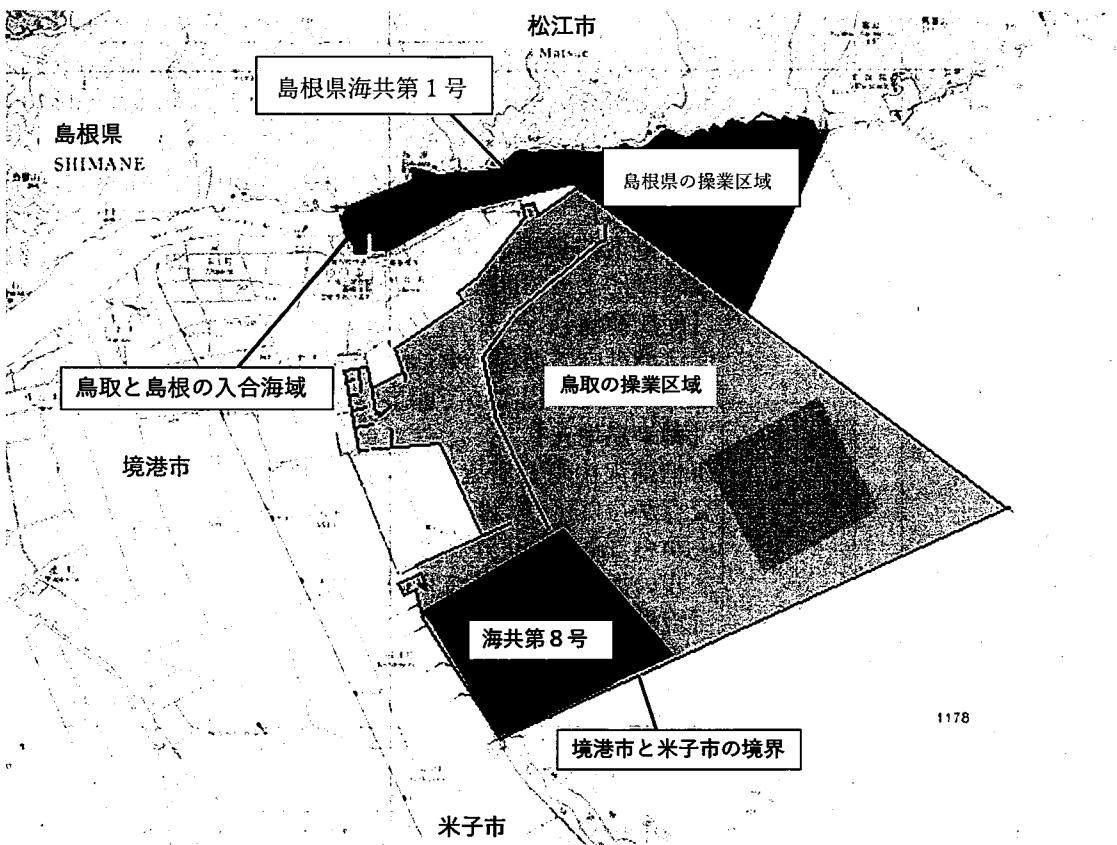
(6) 境港地区

ア あわび漁業

境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度（真方位）の線以北の鳥取県沖合（中海及び境水道を除く。）

イ なまこ漁業

境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度（真方位）の線以北の鳥取県沖合（中海及び境水道大橋東端以西の境水道並びに共同漁業権区域を除く。）



5 許可の制限措置及び条件（案）

(1) あわび漁業

漁業種類	項目	内容
あわび	船舶の総トン数	定めなし
	推進機関の馬力数	定めなし
	操業区域	<p>【鳥取港】 基点と点アから点ツまでを順次結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点 鳥ヶ島灯台の中心点 点ア 基点から 319 度 20 分（真方位）57 メートルの点 点イ 基点から 307 度 30 分（真方位）70 メートルの点 点ウ 基点から 341 度 00 分（真方位）199 メートルの点 点エ 基点から 9 度 30 分（真方位）410 メートルの点</p>

	<p>点才 基点から 3 度 10 分 (真方位) 482 メートルの点</p> <p>点力 基点から 29 度 30 分 (真方位) 772 メートルの点</p> <p>点ヰ 基点から 38 度 30 分 (真方位) 1,036 メートルの点</p> <p>点ク 基点から 38 度 00 分 (真方位) 1,038 メートルの点</p> <p>点ヶ 基点から 40 度 00 分 (真方位) 1,115 メートルの点</p> <p>点コ 基点から 44 度 20 分 (真方位) 1,086 メートルの点</p> <p>点サ 基点から 65 度 30 分 (真方位) 808 メートルの点</p> <p>点シ 基点から 70 度 40 分 (真方位) 790 メートルの点</p> <p>点ス 基点から 85 度 30 分 (真方位) 828 メートルの点</p> <p>点セ 基点から 82 度 20 分 (真方位) 1,005 メートルの点</p> <p>点ソ 基点から 81 度 30 分 (真方位) 1,052 メートルの点</p> <p>点タ 基点から 94 度 00 分 (真方位) 1,173 メートルの点</p> <p>点チ 基点から 94 度 10 分 (真方位) 1,171 メートルの点</p> <p>点ツ 基点から 102 度 30 分 (真方位) 1,304 メートルの点</p> <p>【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第 2 西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p> <p>【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤（東）南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p> <p>【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分 (真方位) の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分 (真方位) の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線によって囲まれた海域</p> <p>【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 (真方位) の線以北の鳥取県沖合（中海及び境水道を除く。）</p>
漁業時期	1月 1 日から 12 月 31 日まで
漁業を営む者の資格	<p>【鳥取港】 鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p> <p>【泊漁港】 泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p> <p>【淀江漁港】 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p> <p>【御来屋地先】 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者</p> <p>【境港市地先】 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p>
条件	<p>【境港地先以外】 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>【境港地先】</p> <p>(1) 境港防波堤灯台から 0 度 (真方位) の線と境港防波堤灯台から 128 度 (真方位) の線の間の海域では操業してはならない。</p> <p>(2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
その他提出書類	<p>【鳥取港】 鳥取港における素潜り漁業に関する協定書の写し</p> <p>【泊漁港】</p>

	泊漁港における素潜り漁業に関する協定書の写し 【淀江漁港】 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定書の写し 【御来屋地先】 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定書の 写し 【境港市地先】 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定書の写し
その他	〔定義〕海面において素潜りにより、あわびを採捕する漁業を いう。 〔許可の有効期間〕1年間

(2) なまこ漁業

漁業種類	項目	内容
なまこ	船舶の総 トン数	定めなし
	推進機関 の馬力数	定めなし
	操業区域	<p>【鳥取港】 基点と点アから点ツまでを順次結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点 鳥ヶ島灯台の中心点 点ア 基点から 319 度 20 分 (真方位) 57 メートルの点 点イ 基点から 307 度 30 分 (真方位) 70 メートルの点 点ウ 基点から 341 度 00 分 (真方位) 199 メートルの点 点工 基点から 9 度 30 分 (真方位) 410 メートルの点 点才 基点から 3 度 10 分 (真方位) 482 メートルの点 点力 基点から 29 度 30 分 (真方位) 772 メートルの点 点キ 基点から 38 度 30 分 (真方位) 1,036 メートルの点 点ク 基点から 38 度 00 分 (真方位) 1,038 メートルの点 点ケ 基点から 40 度 00 分 (真方位) 1,115 メートルの点 点コ 基点から 44 度 20 分 (真方位) 1,086 メートルの点 点サ 基点から 65 度 30 分 (真方位) 808 メートルの点 点シ 基点から 70 度 40 分 (真方位) 790 メートルの点 点ス 基点から 85 度 30 分 (真方位) 828 メートルの点 点セ 基点から 82 度 20 分 (真方位) 1,005 メートルの点 点ソ 基点から 81 度 30 分 (真方位) 1,052 メートルの点 点タ 基点から 94 度 00 分 (真方位) 1,173 メートルの点 点チ 基点から 94 度 10 分 (真方位) 1,171 メートルの点 点ツ 基点から 102 度 30 分 (真方位) 1,304 メートルの点</p> <p>【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第2西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p> <p>【赤崎港】 赤崎港東防波堤西端と赤崎港西防波堤北東端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p> <p>【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤(東)南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p>

	<p>【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分（真方位）の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分（真方位）の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線によって囲まれた海域</p> <p>【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度（真方位）の線以北の鳥取県沖合（中海及び境水道大橋東端以西の境水道並びに共同漁業権区域を除く。）</p>
漁業時期	1月1日から12月31日まで
漁業を営む者の資格	<p>【鳥取港】 鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p> <p>【泊漁港】 泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p> <p>【赤崎港】 赤崎港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p> <p>【淀江漁港】 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p> <p>【御来屋地先】 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者</p> <p>【境港市地先】 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p>
条件	<p>【境港地先以外】 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>【境港地先】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 境港防波堤灯台から 0 度（真方位）の線と境港防波堤灯台から 128 度（真方位）の線の間の海域では操業してはならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
その他提出書類	<p>【鳥取港】 鳥取港における素潜り漁業に関する協定書の写し</p> <p>【泊漁港】 泊漁港における素潜り漁業に関する協定書の写し</p> <p>【赤崎港】 赤崎港における素潜り漁業に関する協定書の写し</p> <p>【淀江漁港】 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定書の写し</p> <p>【御来屋地先】 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定書の写し</p> <p>【境港市地先】 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定書の写し</p>
その他	<p>【定義】 海面において素潜りにより、なまこを採捕する漁業をいう。</p> <p>【許可の有効期間】 1年間</p>

(3) 島根県漁業者の許可の制限措置及び条件（案）

あわび漁業	制 限 措 置	漁業種類	あわび漁業
		船舶の総トン数	定めなし
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	中海及び境水道大橋東端以西の境水道
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
	条件	漁業を営む者	島根県知事から同種漁業許可を受けた者
			の資格
	条件	他種漁業の操業を妨げてはならない。	
なまこ漁業	制 限 措 置	漁業種類	なまこ漁業
		船舶の総トン数	定めなし
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	中海及び境水道大橋東端以西の境水道
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
	条件	漁業を営む者	島根県知事から同種漁業許可を受けた者
			の資格
	条件	他種漁業の操業を妨げてはならない。	

漁業許可の継続、承継の可否及び有効期間一覧表

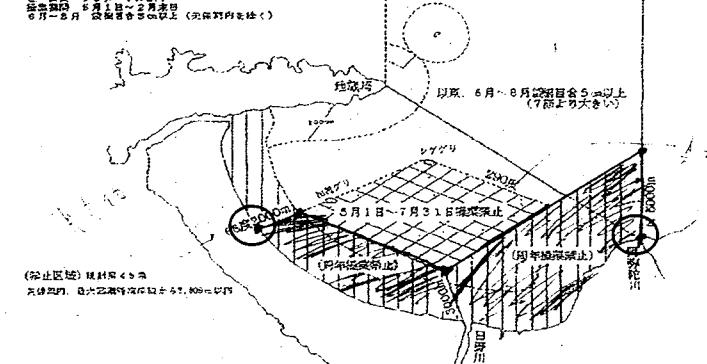
漁業種類	継続	承継	許可の有効期間	許可隻数
中型まき網漁業(船舶ごと)5トン以上40トン未満	○	○	5	
1 そうまききんちゃく網				0
とびうおまき網(10トン未満)				1
1 そうまきばらまき網(10トン未満)				0
2 そうまきばらまき網(10トン未満)				0
もじやこまき網(10トン未満)			1	0
小型機船底びき網漁業(船舶ごと)	○	○	5	
えびけた網				58
かいいけた網(中海・境水道除く)				31
かいいけた網(中海・境水道含む)			3	28
自家用餌料びき網				3
小型まき網漁業(船舶ごと)5トン未満	○	○	5	
とびうおまき網				8
まき刺網漁業(船舶ごと)	○	○	5	
1 そうまきはまち狩刺網				95
2 そうまきはまち狩刺網				6
たいまき刺網				1
1 そうまきばらまき刺網(中海・境水道除く)				1
1 そうまきばらまき刺網(中海・境水道含む)			3	6
2 そうまきばらまき刺網(中海・境水道除く)				0
2 そうまきばらまき刺網(中海・境水道含む)			3	2
1 そうまきばら狩刺網(中海・境水道除く)				5
1 そうまきばら狩刺網(中海・境水道含む)			3	3
機船船びき網漁業(船舶ごと)	○	○	5	
さより船びき網(中海・境水道除く)				19
さより船びき網(中海・境水道含む)			3	39
2 そうびきいわし、あじ機船船びき網				2
1 そうびきいわし船びき網(中海・境水道除く)				0
1 そうびきいわし船びき網(中海・境水道含む)			3	5
わかさぎ機船船びき網(中海のみ)			3	3
ごち網漁業(船舶ごと)	○	○	3	
一そうごち網				0
敷網漁業(船舶ごと)	○	○	3	
浮敷網				0
棒受網				0
こぎ刺網漁業(船舶ごと)	○	○	5	
きすこぎ刺網				23
たいこぎ刺網				2
かご網漁業(船舶ごと)	○	○	3	
ふぐかご網				0
ぱいかご網			1	1
かわはぎかご網				72

小型いかつり漁業(船舶ごと)	○	○	3	
小型いかつり(5~30トン)				36
県外船	×	○	1	154
すくい網漁業(船舶ごと)	○	○	3	
すくい網(中海海域)				11
しいらつけ漁業(船舶ごと)	○	○	5	
しいらつけ				8
げんしき網漁業(船舶ごと)	○	○	3	
				0
固定式刺網漁業(船舶ごと)	○	○	5	
一重網(中海・境水道除く)				268
"(中海・境水道含む)			3	57
"(中海・境水道のみ)			3	24
三重網(中海・境水道除く)				248
三重網(中海・境水道含む)			3	85
磯雇刺網				6
かつら網漁業(漁業ごと)	×	×	5	
かつら網				0
地びき網漁業(漁業ごと)	×	×	5	
地びき網				11
小型定置漁業(漁業ごと)	×	×	5	
ふくろ網(中海海域)			3	6
ます網(中海海域)			3	2
小型定置				6
潜水器漁業(漁業ごと)	×	×	1	
潜水器				10
あわび漁業(漁業ごと)	×	×	1	
潜水器漁業を除く				
なまこ漁業(漁業ごと)	×	×	1	
小型機船底びき網漁業、潜水器漁業を除く				

小型底びき網（えびけた網）操業禁止区域

- これまで操業禁止区域として認識している区域
- 丸で囲った2地点を追記する必要がある。

【西部地区 推進挽網の馬力数84以上（30馬力）以下の者】
ビーム船 10メートル以下
6月～8月 6月1日～2月翌日
（6月～8月 毎日午前5時以上（午前5時内を除く））



【改正（案）】

次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線で囲まれた海域は周年操業してはならない。

点ア 西伯郡阿弥陀川河口中央点

点イ 点アから正北の線上5,000メートルの点

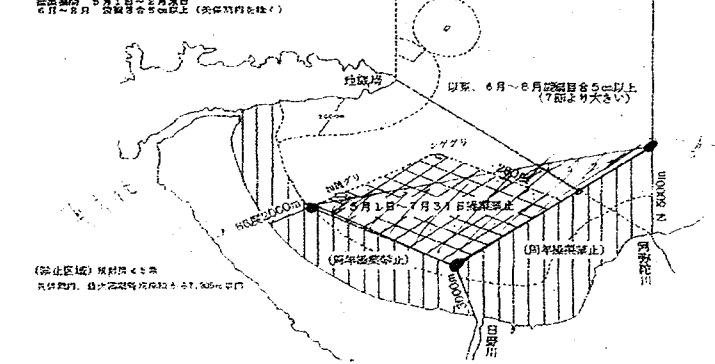
点ウ 日野川河口中央と島根県地蔵崎を結ぶ線上3,000メートルの点

点エ 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度（真方位）2,000メートルの点

点オ 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点

現状の取扱方針に定める条件から読める操業禁止区域

【西部地区 推進挽網の馬力数84以上（30馬力）以下の者】
ビーム船 10メートル以下
6月～8月 6月1日～2月翌日
（6月～8月 每日午前5時以上（午前5時内を除く））



【現行の許可の条件】

鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線上5,000メートルの点、日野川河口中央と島根県松江市地蔵崎突端を結ぶ線上3,000メートルの点、米子市と境港市との境界から66度（真方位）2,000メートルの各点を結ぶ線以内は周年操業してはならない。

小型底びき網（えびけた網）操業禁止区域

- これまで操業禁止区域として認識している区域
- 丸で囲った地点を追記する必要がある。

【西部地区 推進挽網の馬力数220以上（30馬力）超の者】
ビーム船 10メートル以下
6月～8月 6月1日～2月翌日
（6月～8月 每日午前5時以上（午前5時内を除く））



【改正（案）】

点ア 西伯郡阿弥陀川河口中央点

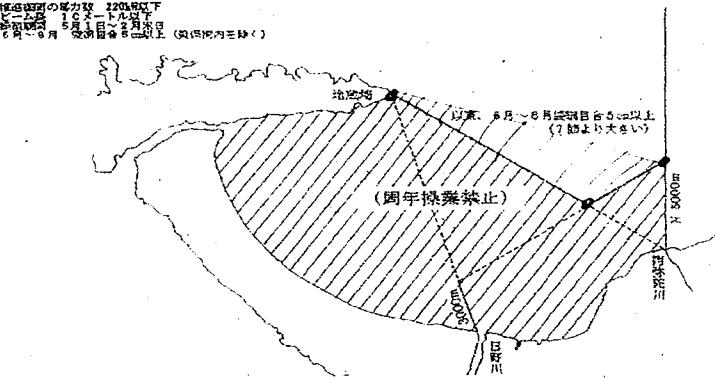
点イ 点アから正北の線上5,000メートルの点

点ウ 点イと日野川河口中央から島根県地蔵崎を見通す線上3,000メートルの点とを結ぶ線と、西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎を結ぶ線との交点

点エ 島根県地蔵崎

現状の取扱方針に定める条件から読める操業禁止区域

【西部地区 推進挽網の馬力数220以上（30馬力）超の者】
ビーム船 10メートル以下
6月～8月 6月1日～2月翌日
（6月～8月 每日午前5時以上（午前5時内を除く））



【現行の許可の条件】

鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線上5,000メートルの点、日野川河口中央と島根県松江市地蔵崎突端を結ぶ線上3,000メートルの点、米子市と境港市との境界から66度（真方位）2,000メートルの各点を結ぶ線以内は周年操業してはならない。

漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針（案）

第1 趣旨

漁業法(昭和24年法律第267号)第57条第1項の農林水産省令で定める漁業(以下「省令で定める漁業」という。)及び鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第_号。以下「規則」という。)第5条各号に規定する漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱いについては、漁業に関する法令及び規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

第2 漁業の許可等をしない漁業

規則第5条第7号に規定するかご網漁業のうち、えび類を対象とするものについては、漁業の許可(以下「許可」という。)又は起業の認可はしないものとする。

第3 許可又は起業の認可の対象

県内に住所、又は主たる事務所若しくは事業所を有する漁業者、県が相互に協議した場合において、その決定に基づく者は許可又は起業の認可の対象となることができる。

第4 許可又は起業の認可をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可をしないものとする。

- 1 知事が漁業調整上又は資源保護上支障がないものと認めた場合を除き、同一人が同種の漁業について2以上の許可又は起業の認可を申請した場合
- 2 第3の規定により県が相互に協議決定した場合を除き、本県に登録された漁船以外の船舶を使用する場合
- 3 許可又は起業の認可を受けた者が規則又は漁業に関する法令に違反した場合であって、これに対する行政処分が完了しない間にその者から承継する場合
- 4 起業の認可を受けた者から、規則第18条の規定による相続又は合併以外の事由により、その地位を承継して許可又は起業の認可を申請した場合
- 5 当該漁業の経営が実質上他人の支配するものであると認められる場合
- 6 規則第5条第1号に規定する小型まき網漁業のうちばらまき網漁業及び同条第2号に規定するまき刺網漁業に掲げる漁業のうちばらまき刺網漁業並びにたいまき刺網漁業であって、規則第38条に規定する東部海域(西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎とを結ぶ線以東の海域)以外の海域を操業区域とするもの及び同条第6号に規定するこぎ刺網漁業のうちたいこぎ刺網漁業及び同条10号に規定するしいらつけ漁業は、当分の間、当該漁業の許可を受けた者が当該漁業の許可の有効期間の満了日到来のため改めて申請をした場合又は当該漁業の許可の有効期間中に当該漁業を廃止したため、相続又は合併以外の事由によりその廃止に基づいて他の者が引き続き当該漁業を営む場合その他これに準ずると認められる場合で、かつ、漁業調整上支障がないと認められる場合以外の場合
- 7 規則第5条第13号に規定するかつら網漁業について、県内の漁業協同組合(生産組合を含む。)でないもの(当該組合の組合員7人以上が共同して行う場合を除く。)が営む場合
- 8 規則第5条第13号に規定するかつら網漁業について、同一漁業協同組合の地区内において2以上の許可又は起業の認可を申請した場合
- 9 省令で定める漁業のうちえびけた網漁業について、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線を境にして両海域相互間における承継及び操業区域に係る許可又は起業の認可の変更の申請をした場合
- 10 規則第5条第13号から18号までに掲げる漁業における承継に係る許可又は起業の認可の申請をした場合

第5 許可又は起業の認可の基準

許可又は起業の認可をすべき船舶の数若しくは漁業者の数が、公示した船舶の数若しくは漁業者の数を超えた場合は、次の①～③の順に該当する者から優先して許可する(別表1参照)。ただし、同一の優先順位を有する者が複数あり、許可する者を定めることができない場合は、くじにより決定する。

- ①一定の実績がある者
- ②地域水産業発展に寄与する者
- ③地域漁業秩序を維持する者

第6 許可又は起業の認可の申請に必要な提出書類

- 1 許可等の申請に当たっては、次の表に示す書類を提出しなければならない。
- 2 知事は、前項に定める書類のほか、漁業の許可又は起業の認可の判断に必要な書類の提出を求めることができる。

申請事項	関係書類	共同経営説明書	代表者選定届	代表者変更届	船舶使用承諾書	定款及び登記簿謄本	廃業届	漁船建造許可指令書写し	許可証又はその写し	認可指令書又はその写し	漁具の規模構造図
許可申請 (新規)	△	△	△	△	△						○
許可申請 (継続)	△	△	△	△	△				○		○
許可申請 (代船)	△	△	△	△	△	○			○		○
許可申請 (承継)	△	△	△	△	△	○			○		○
起業の認可に基づく 許可申請	△	△	△	△	△	△			○		○
許可内容変更許可 申請	△	△	△	△					○		△
許可証書換交付申請	△	△	△	△					○		△
許可証再交付申請											
起業の認可申請	△	△	△	△	△	△	△				○
起業の認可変更許可 申請	△	△	△	△	△		△		○		△
起業の認可期間延長許 可申請							△		○		

※○印は必ず提出、△印は必要に応じて提出

第7 許可又は起業の認可の内容等

第1に掲げる漁業の許可又は起業の認可について、その制限措置及び条件は、別表2のとおりとする。ただし、知事が漁業調整又は水産資源の保護培養を図るため支障があると認められた場合は、その必要に応じて措置するものとする。

第8 中海及び境水道における島根県漁業者についての特例

第1から第6の2までの規定にかかわらず、中海及び境水道の鳥取県海域における島根県漁業者への漁業の許可又は起業の認可等の取扱いについては、別紙のとおりとする。

(別表1)

優先順位	内容	基準項目	確認事項
<u>1</u>	<u>当該漁業許可を受け漁業を行っている者</u>	<u>①、②、③</u> <u>現行の許可</u> <u>者を優先</u>	・許可の有無 ・漁獲成績報告書
<u>2</u>	<u>当該漁業に従事経験がある者（漁業研修生など）</u>	<u>①、②、③</u>	・経営者（指導者）による 従事したことを証する 書類 ・漁獲成績報告書
<u>3</u>	<u>当該漁業許可を受けているが、やむを得ない理由</u> <u>により休業していたため漁獲実績の無い者</u>	<u>②、③</u> <u>現行の許可</u> <u>者を優先</u>	・許可の有無 ・休業届の有無 ・漁獲成績報告書
<u>4</u>	<u>当該漁業の経験はないが、他の知事許可漁業の経験がある者</u>	<u>②、③</u>	・許可の有無 ・漁獲成績報告書
<u>5</u>	<u>当該漁業、他の知事許可漁業の経験がない者</u>	<u>②</u>	・許可の有無
<u>6</u>	<u>当該漁業許可を受けているが、漁獲実績の無い者</u>	<u>③</u>	・許可の有無 ・漁獲成績報告書

(別表2)

1 中型まき網

漁業種類	項目	内容
ア きんちゃく網	船舶の総トン数	5トン以上40トン未満
	推進機関の馬力数	<u>定めなし</u>
	操業区域	<p>【15トン未満船(東部海域(西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎とを結ぶ線以東の海域をいう。))】</p> <p>鳥取県沖合(最大高潮時海岸線から7,000メートル以内及び西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎を結ぶ線以内の海域を除く。)</p> <p>【15トン未満船(東部海域以外の海域)】</p> <p>鳥取県沖合(最大高潮時海岸線から5,500メートル以内並びに西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎を結ぶ線以内の海域を除く。)</p> <p>【15トン～20トン船】</p> <p>鳥取県沖合(最大高潮時海岸線から9,000メートル以内及び西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎を結ぶ線以内の海域を除く。)</p> <p>【20トン～40トン船】</p> <p>鳥取県沖合(最大高潮時海岸線から15,000メートル以内の海域を除く。)</p>
	漁業時期	1月1日から12月31日まで
	漁業を営む者の資格	<u>定めなし</u>
	条件	<p>【10トン未満船】</p> <p>(1)火船の隻数は、2隻以内でなければならない。</p> <p>(2)使用する船舶の合計隻数は、3隻以内でなければならない。</p> <p>【10トン以上船】</p> <p>(1)火船の隻数は、2隻以内でなければならない。</p> <p>(2)使用する船舶の合計隻数は、5隻以内でなければならない。</p>
イ とびうおまき網	船舶の総トン数	10トン未満(5トン以上)
	推進機関の馬力数	<u>定めなし</u>
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
	漁業時期	5月1日から8月31日まで
	漁業を営む者の資格	<u>定めなし</u>
	条件	他種漁業の操業を妨げてはならない。
ウ 1そうまきばらまき網 2そうまきばらまき網	船舶の総トン数	10トン未満(5トン以上)
	推進機関の馬力数	<u>定めなし</u>
	操業区域	日野川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合
	漁業時期	1月1日から12月31日まで
	漁業を営む者の資格	<u>定めなし</u>

	条件	他種漁業の操業を妨げてはならない。
エ もじやこまき網	制限措置	船舶の総トン数 10トン未満(5トン以上) 推進機関の馬力数 定めなし 操業区域 鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) ※規則第39条第1項の規定により、最大高潮時海岸線から7,000メートル以内禁止。 漁業時期 6月1日から7月31日まで(漁業時期のうち23日以内。) 漁業を営む者の資格 定めなし
	条件	(1) もじやこ以外は、採捕してはならない。 (2) 海区第14号(境港市地先魚類小割り式養殖業)の養殖用種苗以外に譲渡又は販売してはならない。 (3) 漁具に使用する網地の目合は、26節より粗い目合としなければならない。 (4) 日没から日の出までの間は操業してはならない。 (5) 操業中は標識を掲げなければならない。 (布地: 50センチメートル四方で黄色。文字: 一文字につき10センチメートル四方以上。) (6) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
	その他	〔定義〕もじやこを漁獲対象としてまき網漁法により操業する中型まき網漁業をいう。 〔基本的取組〕境港市地先魚類小割り式養殖業(海区第14号)のぶり養殖に要する種苗の採捕を目的とする。 〔許可隻数〕中型・小型合わせて7隻以内 〔操業日数〕漁業時期のうち23日以内 〔起業の認可の期間〕10か月間 〔許可の有効期間〕1年間

2 小型まき網

漁業種類	項目	内容
ア とびうおまき網	制限措置	船舶の総トン数 5トン未満 推進機関の馬力数 定めなし 操業区域 鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) 漁業時期 5月1日から8月31日まで 漁業を営む者の資格 定めなし
	条件	他種漁業の操業を妨げてはならない。
イ 1そうまきばらまき網 2そうまきばらまき網	制限措置	船舶の総トン数 5トン未満 推進機関の馬力数 定めなし 操業区域 日野川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合

	<u>漁業時期</u>	1月1日から12月31日まで
	<u>漁業を営む者の資格</u>	<u>定めなし</u>
	<u>条件</u>	他種漁業の操業を妨げてはならない。
ウ もじやこまき網	<u>船舶の総トン数</u>	5トン未満
	<u>推進機関の馬力数</u>	<u>定めなし</u>
	<u>操業区域</u>	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
	<u>漁業時期</u>	6月1日から7月31日まで(<u>漁業時期</u> のうち23日以内)
	<u>漁業を営む者の資格</u>	<u>定めなし</u>
	<u>条件</u>	<p>(1) 西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎とを結んだ直線以東の海域 (以下「東部海域」という。)は、最大高潮時海岸線から2,000メートル以内は操業してはならない。東部海域以外にあっては、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内は操業してはならない。</p> <p>(2) もじやこ以外は、採捕してはならない。</p> <p>(3) 海区第14号(境港市地先魚類小割り式養殖業)の養殖用種苗以外に譲渡又は販売してはならない。</p> <p>(4) 漁具に使用する網地の目合は、26節より粗い目合としなければならない。</p> <p>(5) 日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>(6) 操業中は標識を掲げなければならない。 (布地:50センチメートル四方で黄色。文字:一文字につき10センチメートル四方以上。)</p> <p>(7) 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
	<u>その他</u>	<p>〔定義〕もじやこを漁獲対象としてまき網漁法により操業する小型まき網漁業をいう。</p> <p>〔基本的取組〕境港市地先魚類小割り式養殖業(海区第14号)のぶり養殖に要する種苗の採捕を目的とする。</p> <p>〔許可隻数〕中型・小型合わせて7隻以内</p> <p>〔操業日数〕<u>漁業時期</u>のうち23日以内</p> <p>〔起業の認可の期間〕10か月間</p> <p>〔許可の有効期間〕1年間</p>

3 小型機船底びき網

漁業種類	項目	内容
ア えびけた網	<u>船舶の総トン数</u>	5トン以下
	<u>推進機関の馬力数</u>	<u>220kW(50馬力)以下</u>

操業区域	<p>【東部地区】 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の<u>最大高潮時海岸線から600メートル以遠の鳥取県沖合</u></p> <p>【西部地区】 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)</p>
漁業時期	<p>【東部地区】 6月1日から翌年3月31日まで</p> <p>【西部地区】 5月1日から翌年2月末日まで</p>
漁業を営む者の資格	<p>【東部地区】 <u>西伯郡阿弥陀川以東に漁業根拠地を有する者</u></p> <p>【西部地区】 <u>西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する者</u></p>
条件	<p>【東部地区】</p> <p>(1) 鳥取市浜坂と同市福部町の境界と<u>最大高潮時海岸線との交点から正北の線以東の海域においては、最大高潮時海岸線から2,500メートル以内は周年操業してはならない。</u></p> <p>(2) 鳥取市浜坂と同市福部町の境界と<u>最大高潮時海岸線との交点から正北の線、東伯郡湯梨浜町大字宇谷と同町大字宇野の境界と最大高潮時海岸線との交点から正北の線の間の海域においては、1月1日から5月31日まで及び9月1日から同月30日までの期間は、最大高潮時海岸線から1,000メートル以内、また6月1日から8月31日までの期間は、最大高潮時海岸線から1,500メートル以内は操業してはならない。</u></p> <p>(3) 東伯郡湯梨浜町大字宇谷と同町大字宇野の境界と<u>最大高潮時海岸線との交点から正北の線、東伯郡北栄町と同郡琴浦町との境界と最大高潮時海岸線との交点から正北の線の間の海域においては、6月1日から8月31日までの期間は、最大高潮時海岸線から1,500メートル以内、9月1日から翌年5月31日までの期間は、最大高潮時海岸線から1,000メートル以内は操業してはならない。</u></p> <p>(4) 東伯郡北栄町と同郡琴浦町の境界と<u>最大高潮時海岸線との交点から正北の線と西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線との間の海域においては、最大高潮時海岸線から1,500メートル以内は周年操業してはならない。</u></p> <p>(5) 漁具に使用する袋網部分の網地の目合を、6月から8月までの3か月間に限り、5センチメートル(7節よりも大きい目合)以上とする。</p> <p>(6) 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>【西部地区(94kW(30馬力)以下)】</p> <p>(1) <u>鳥取県地先における最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域は操業してはならない。</u></p> <p>(2) <u>次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線で囲まれた海域は周年操業してはならない。</u></p> <p>点ア 西伯郡阿弥陀川河口中央点</p> <p>点イ 点アから正北の線上5,000メートルの点</p> <p>点ウ 日野川河口中央と島根県地蔵崎を結ぶ線上3,000メートルの点</p> <p>点エ 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66</p>

		<p>度（真方位）2,000 メートルの点</p> <p><u>点才</u> 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点</p> <p>(3) 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度（真方位）の線と西伯郡阿弥陀川河口中央から 290 度（真方位）の線以内の海域においては、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間は操業してはならない。</p> <p>(4) 船橋両面に次に示す色により幅 0.3 メートルの色別塗装をしなければならない。（日本塗装工業会色標番号 F2-134 号だいだい色）</p> <p>(5) 島根県地蔵崎と西伯郡阿弥陀川河口中央とを結んだ線以東の海域においては、漁具に使用する袋網部分の網地の目合を、6 月から 8 月までの 3 か月間に限り、5 センチメートル（7 節よりも大きい目合）以上とする。</p> <p>(6) 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>【西部地区（94kW 超 220kW 以下（30 馬力超 50 馬力以下）】</p> <p>(1) 鳥取県地先における最大高潮時海岸線から 2,000 メートル以内の海域は操業してはならない。</p> <p>(2) 次の点ア、イ、ウ、エを順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線で囲まれた海域は周年操業してはならない。</p> <p><u>点ア</u> 西伯郡阿弥陀川河口中央点</p> <p><u>点イ</u> 点アから正北の線上 5,000 メートルの点</p> <p><u>点ウ</u> 点イと日野川河口中央から島根県地蔵崎を見通す線上 3,000 メートルの点とを結ぶ線と西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎を結ぶ線との交点</p> <p><u>点エ</u> 島根県地蔵崎</p> <p>(3) 島根県地蔵崎と西伯郡阿弥陀川河口中央を結んだ線以東の海域においては、漁具に使用する袋網部分の網地の目合を、6 月から 8 月までの 3 か月間に限り、5 センチメートル（7 節よりも大きい目合）以上とする。</p> <p>(4) 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
イ かいけた網	制限措置	<p>船舶の総トン数</p> <p>【東部地区、西部地区（中海及び境水道を除く）】 定めなし 【西部地区（中海及び境水道を含む）】 5 トン未満（継続許可の場合は、現状トン数とする。）</p> <p>推進機関の馬力数</p> <p>定めなし</p> <p>操業区域</p> <p>【東部地区】 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合 【西部地区（中海及び境水道を含む）】 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合（米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度（真方位）の線、阿弥陀川河口中央から 290 度（真方位）の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除く。） 【西部地区（中海及び境水道を除く）】 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合（中海及び境水道並びに米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度（真方位）の線、阿弥陀川河口中央から 290 度（真方位）の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除く。）</p> <p>漁業時期</p> <p>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</p> <p>漁業を営む者の資</p> <p>【東部地区】 西伯郡阿弥陀川以東に漁業根拠地を有する者</p>

	<u>格</u>	<u>【西部地区】</u> <u>西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する者</u>
	<u>条件</u>	<p><u>【東部地区】</u></p> <p>(1) 日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>(2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p><u>【西部地区(中海及び境水道を含む)】</u></p> <p>(1) 日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>(2) <u>(操業区域を共有する共同漁業権者の同意がない場合)</u> 共同漁業権の漁場区域内においては、操業してはならない。</p> <p>(3) 中海で操業してはならない。</p> <p>(4) 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p><u>【西部地区(中海及び境水道を除く)】</u></p> <p>(1) 日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>(2) <u>(操業区域を共有する共同漁業権者の同意がない場合)</u> 共同漁業権の漁場区域内においては、操業してはならない。</p> <p>(3) 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
	<u>その他提出書類</u>	<u>操業区域を共有する共同漁業権者の同意書</u>
	<u>その他</u>	<u>【西部地区(中海及び境水道を含む場合)】</u> <u>〔許可の有効期間〕 3年間</u>
ウ 自家用餌料びき網	<u>制限</u>	<u>船舶の総トン数</u> 5トン以下
	<u>措置</u>	<u>推進機関の馬力数</u> 220kW(50馬力)以下
	<u>操業区域</u>	<u>【境港地区】</u> 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度（真方位）の線、島根県松江市美保関町美保関と同町福浦の境界と最大高潮時海岸線との交点から 180 度（磁針方位）の線、境港市旧灯台から 87 度（磁針方位）の線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域（境外港埋立地海岸線以外の最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内の海域は除く。）
	<u>漁業時期</u>	5月1日から 11月30日まで
	<u>漁業を営む者の資格</u>	<u>【境港地区】</u> 境港市に漁業根拠地を有する者
	<u>条件</u>	(1) 漁獲物を自家用餌料以外の用に供してはならない。 (2) 操業は、日没から 23 時までとする。 (3) 共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
	<u>その他提出書類</u>	<u>操業区域を共有する共同漁業権者の同意書</u>
	<u>その他</u>	<u>〔定義〕</u> 小型機船底びき網を使用して、一本つり漁業の餌であるえびを対象に操業する漁業をいう。

4 まき刺網

漁業種類	項目	内容
ア 1 そうまきはまち狩刺網	<u>制限</u>	<u>船舶の総トン数</u> 定めなし
2 そうまきはま	<u>措置</u>	<u>推進機関の馬力数</u> 定めなし

ち狩刺網	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
	漁業時期	1月1日から12月31日まで
	漁業を営む者の資格	定めなし
	条件	(1) 火光を使用して威嚇してはならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
イ たいまき刺網	制限措置	船舶の総トン数 定めなし
		推進機関の馬力数 定めなし
	操業区域	鳥取県沖合(中海並びに次の点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除く。) 点ア 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点 点イ 点アから66度(真方位)の線と点ウから島根県地蔵崎を見通す線との交点 点ウ 最大高潮海岸線における西伯郡阿弥陀川河口中央点
	漁業時期	7月1日から10月31日まで
	漁業を営む者の資格	定めなし
	条件	(1) 網目は5センチメートル以上でなければならない。 (2) 網肩及びひき綱の長さは、それぞれ250メートル未満でなければならない。 (3) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
ウ 1 そうまきぼらまき刺網 2 そうまきぼらまき刺網	制限措置	船舶の総トン数 【中海及び境水道を除く】 定めなし 【中海及び境水道を含む】 5トン未満
		推進機関の馬力数 定めなし
	操業区域	【中海及び境水道を除く】 鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) 【中海及び境水道を含む】 鳥取県沖合
	漁業時期	1月1日から12月31日まで
	漁業を営む者の資格	【中海及び境水道を除く】 定めなし 【中海及び境水道を含む】 西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する者
	条件	【中海及び境水道を除く】 他種漁業の操業を妨げてはならない。 【中海及び境水道を含む】 (1) 中海及び境水道の区域については、漁具は、浮子方の長さ450メートル以内でなければならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。

その他		【中海及び境水道を含む場合】 〔許可の有効期間〕3年間
エ 1 そうまきばら 狩刺網	制限措置	<p>船舶の総トン数 【中海及び境水道を除く】 定めなし 【中海及び境水道を含む】 5トン未満</p>
	推進機関の馬力数	定めなし
	操業区域	<p>【中海及び境水道を除く（米子地区）】 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度（真方位）の線以東の鳥取県沖合（中海及び境水道を除く。） 【中海及び境水道を除く（境港地区）】 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度（真方位）の線以西の鳥取県沖合（中海及び境水道を除く。） 【中海及び境水道を含む】 鳥取県沖合</p>
	漁業時期	1月1日から12月31日まで
	漁業を営む者の資格	<p>【中海及び境水道を除く（米子地区）】 米子市に漁業根拠地を有する者 【中海及び境水道を除く（境港地区）】 境港市に漁業根拠地を有する者 【中海及び境水道を含む】 米子市又は境港市に漁業根拠地を有する者</p>
	条件	<p>【中海及び境水道を除く】 他種漁業の操業を妨げてはならない。 【中海及び境水道を含む】 (1) 中海及び境水道の区域については、漁具は、浮子方の長さ 450 メートル以内でなければならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
	その他	【中海及び境水道を含む】 〔許可の有効期間〕3年間

5 機船船びき網

漁業種類	項目	内容
ア さより船びき網	制限措置	<p>船舶の総トン数 【東部地区】 5トン以下 【西部地区（中海及び境水道を含む）】 5トン以下。ただし、昭和 53 年以前から 5 トン超船で継続許可の場合は、現状トン数とする。 【西部地区（中海及び境水道を除く）】 10トン未満</p>
	推進機関の馬力数	定めなし
	操業区域	<p>【東部地区】 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合</p>

	<p>【西部地区(中海及び境水道を含む)】 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合 【西部地区(中海及び境水道を除く)】 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)</p>
漁業時期	11月1日から翌年6月30日まで
漁業を営む者の資格	<p>【東部地区】 <u>西伯郡阿弥陀川以東に漁業根拠地を有する者</u> 【西部地区】 <u>西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する者</u></p>
条件	<p>【東部地区】</p> <p>(1) 網目は2センチメートル以上でなければならない。 (2) 網肩の全長は30メートルを超えてはならない。 (3) ひき綱の全長は片側30メートルを超えてはならない。 (4) <u>(操業区域を共有する漁業権者の同意がない場合)</u> 第三種共同漁業権漁場の区域内並びに東伯郡湯梨浜町大字宇谷と同町大字宇野の境界と最大高潮時海岸線との交点から358度40分(真方位)の線、同町と同郡北栄町の境界と最大高潮時海岸線との交点から358度40分(真方位)の線及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの線に囲まれた海域においては、4月1日から6月30日までの期間は日没から日の出までの間は操業してはならない。 (5) 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>【西部地区】</p> <p>(1) 網目は2センチメートル以上でなければならない。 (2) 網肩の全長は30メートルを超えてはならない。 (3) ひき綱の全長は片側30メートルを超えてはならない。 (4) <u>(操業区域を共有する漁業権者の同意がない場合で、5トン以下船(昭和53年以前から5トン超船で継続して許可を受けているものを含む)の場合)</u> 共同漁業権漁場の区域内においては、日没から日の出までの間は操業してはならない。 <u>(操業区域を共有する漁業権者の同意がない場合で、5トン超10トン未満船(昭和53年以前から5トン超船で継続して許可を受けているものを除く)の場合)</u> 共同漁業権漁場の区域内においては、操業してはならない。 (5) <u>(中海及び境水道を含む場合)</u> 中海で操業してはならない。 (6) 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
その他提出書類	操業区域を共有する共同漁業権者の同意書
その他	【中海及び境水道を含む】 【許可の有効期間】 3年間
イ 2 そうびきいわし、あじ機船船びき網	制限 船舶の総トン数 定めなし
	措置 推進機関の馬力数 定めなし
	操業区域 鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
	漁業時期 10月15日から翌年5月31日まで
	漁業を営む者の資格 定めなし
	条件 (1) 島根県地蔵崎から正東の線以北の海域においては、10月15日から

		10月31日までの期間は操業してはならない。 (2)他種漁業の操業を妨げてはならない。
ウ 1 そうびきいわし船びき網	制限措置	船舶の総トン数 5トン未満(中海及び境水道のみの場合は10トン未満とする。) 推進機関の馬力数 <u>定めなし</u> 操業区域 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合
	漁業時期	10月15日から翌年3月31日まで
	漁業を営む者の資格	定めなし
	条件	(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。 (2)(操業区域を共有する漁業権者の同意がない場合)共同漁業権の漁場区域内においては、操業してはならない。 (3)網肩の長さは100メートルを超えてはならない。 (4)ひき綱の長さは80メートルを超えてはならない。 (5)網船以外の船舶を使用してはならない。 (6)島根県地蔵崎から正東の線以北の海域及び境水道においては、10月15日から10月31日までの期間は操業してはならない。 (7)(中海及び境水道を含む場合は追加)中海で操業してはならない。
	その他提出書類	操業区域を共有する共同漁業権者の同意書
	その他	[許可の有効期間] 3年間
エ わかさぎ機船船びき網	制限措置	船舶の総トン数 3トン未満 推進機関の馬力数 <u>定めなし</u> 操業区域 鳥取県沖合(中海海域に限る。) 漁業時期 10月15日から翌年3月31日まで 漁業を営む者の資格 <u>定めなし</u>
	条件	(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。 (2)わかさぎ以外を採捕の目的としてはならない。 (3)碇で固定した船舶に網を引き寄せる漁法以外により操業してはならない。 (4)船舶を敷設漁具の施設を利用して固定してはならない。 (5)漁具は、網目1センチメートル以上、浮子方の長さ100メートル以内でなければならない。 (6)既設の漁具の周囲50メートル以内の区域では、操業してはならない。 (7)江島大橋南端以北の中海においては操業してはならない。 (8)船舶の航行を妨げてはならない。 (9)他種漁業の操業を妨げてはならない。
	その他	[定義]動力漁船(単船)によりわかさぎの魚群を網で打ち回し、船を錨止めした上で網を絞って船上に引き上げ、わかさぎを漁獲する漁業をい

	う。 〔許可の有効期間〕 3年間
--	---------------------

6 こぎ刺網

漁業種類	項目	内容
ア きすこぎ刺網	船舶の総 トン数	<u>定めなし</u>
	推進機関 の馬力数	<u>定めなし</u>
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
	漁業時期	1月1日から12月31日まで
	漁業を営 む者の資 格	<u>定めなし</u>
	条件	<p>【操業区域を共有する共同漁業権者との同意がない場合】</p> <p>(1) 西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎とを結ぶ線以東の海域における第三種共同漁業権漁場の区域内においては、最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域は操業してはならない。</p> <p>(2) 西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎とを結ぶ線以西の海域における共同漁業権漁場の区域内においては、最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域は操業してはならない。</p> <p>(3) 網目は3センチメートル以上でなければならない。</p> <p>(4) 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の海域においては、3月1日から4月30日までの期間は操業してはならない。</p> <p>【操業区域を共有する共同漁業権者との同意がある場合】</p> <p>(1) 網目は3センチメートル以上でなければならない。</p> <p>(2) 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の海域においては、3月1日から4月30日までの期間は操業してはならない。</p>
	その他提出書 類	操業区域を共有する漁業権者の同意書
	船舶の総 トン数	<u>定めなし</u>
	推進機関 の馬力数	<u>定めなし</u>
	操業区域	<p>【米子地区】</p> <p>米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度(真方位)の線、日野川河口中央から正北の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p>【境港地区】</p> <p>米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度(真方位)の線以北の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)</p>
	漁業時期	7月1日から11月30日まで
	漁業を営 む者の資 格	<p>【米子地区】</p> <p>米子市に漁業根拠地を有する者</p> <p>【境港地区】</p> <p>境港市に漁業根拠地を有する者</p>
	条件	(1) 日没から日の出までの間は操業してはならない。

	(2) 網目は3センチメートル以上でなければならない。 (3) 網地を二重以上にしてはならない。 (4) 2隻以上の船舶を使用してはならない。
--	---

7 かご網

漁業種類	項目	内容
ア ふぐかご網	制限	<u>船舶の総トン数</u> 定めなし
	措置	<u>推進機関の馬力数</u> 定めなし
	操業区域	【湯梨浜町大字宇谷以東の者】 西伯郡甲川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合 【湯梨浜町大字宇野以西の者】 東伯郡天神川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合
	漁業時期	6月1日から12月31日まで
	漁業を営む者の資格	【湯梨浜町大字宇谷以東の者】 東伯郡湯梨浜町大字宇谷以東に漁業根拠地を有するもの 【湯梨浜町大字宇野以西の者】 東伯郡湯梨浜町大字宇谷以西に漁業根拠地を有するもの
	条件	(1) 日没から日の出までの間は操業してはならない。 (2) 使用するかごの総数は2連以内で、1連35個以内でなければならない。 (3) 幹なわの両端に水面上1.5メートル以上の高さに1辺の長さ50センチメートル以上の赤色の旗流し(根拠地、船名及び氏名を記入したもの。)を標識として設置しなければならない。 (4) 水深15メートル以浅では操業してはならない。
	制限	<u>船舶の総トン数</u> 20トン未満
	措置	<u>推進機関の馬力数</u> 定めなし
	操業区域	東経134度22.2分(世界測地系)以西の鳥取県沖合(ズワイガニ増殖場内を除く。)
	漁業時期	6月1日から8月31日まで
	漁業を営む者の資格	定めなし
	条件	(1) えっちゅうばい、つばい、えぞぼらもどき(以下「ばい類」という。)以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2) 使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。 (3) 漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を1.5メートル以上の高さに掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。 (4) 夜間は電灯等の見やすい標識を設置すること。 (5) <u>漁業時期</u> 終了後、その翌月の末日までに、操業日ごとの操業場所(緯度、経度)、ばい類の漁獲状況、販売状況、漁場利用等について知事に報告しなければならない。

	(6) 使用する漁具の連数は 6 連以内で、1 連のかごの個数は 200 個以内でなければならない。 (7) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
その他	【許可の有効期間】 1 年間
立 かわはぎかご網	船舶の総 トン数 10 トン未満
制 限 措 置	推進機関 の馬力数 <u>定めなし</u>
	操業区域 鳥取県沖合
	漁業時期 周年
	漁業を営 む者の資 格 <u>定めなし</u>
条件	(1) 日没から日の出までの間は操業してはならない。 (2) 使用する漁具のかご数は 3 個以内でなければならない。 (3) 他種漁業の操業を妨げてはならない。

8 しいらつけ

漁業種類	項目	内容
しいらつけ	船舶の総 トン数	<u>定めなし</u>
	推進機関 の馬力数	<u>定めなし</u>
	操業区域	<p><u>【網代地区】</u></p> <p>点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次結ぶ線によって囲まれた区域</p> <p>基点 鳥取市賀露町鳥取港灯台</p> <p>点ア 基点から 47 度、10,400 メートルの点</p> <p>点イ 点アから 342 度、35,500 メートルの点</p> <p>点ウ 点イから 332 度、34,000 メートルの点</p> <p>点エ 点オから 332 度、34,000 メートルの点</p> <p>点オ 点カから 342 度、35,500 メートルの点</p> <p>点カ 基点から 2 度、6,000 メートルの点</p> <p><u>【酒津地区】</u></p> <p>点ア、イ、ウ、エ、オ、アを順次結ぶ線によって囲まれた区域</p> <p>基点甲 鳥取市賀露町鳥取港灯台</p> <p>点ア 基点甲から 305 度、8,500 メートルの点</p> <p>点イ 点アから 355 度、23,500 メートルの点</p> <p>点ウ 点イから 341 度、19,000 メートルの点</p> <p>点エ 点オから 347 度、41,000 メートルの点</p> <p>基点乙 鳥取市青谷町長尾鼻灯台</p> <p>点オ 基点乙から 27 度、6,000 メートルの点</p> <p><u>【浜村地区】</u></p> <p>点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた区域</p> <p>基点 鳥取市青谷町長尾鼻灯台</p>

	<p><u>点ア</u> 基点から 8 度、5,500 メートルの点 <u>点イ</u> 点アから 347 度、50,000 メートルの点 <u>点ウ</u> 点工から 347 度、50,000 メートルの点 <u>点工</u> 基点から 319 度、7,000 メートルの点</p> <p><u>【夏泊地区】</u> <u>点ア、イ、ウ、工、ア</u>を順次結ぶ線によって囲まれた区域 <u>基点</u> 鳥取市青谷町長尾鼻灯台 <u>点ア</u> 基点から 316 度、8,500 メートルの点 <u>点イ</u> 点アから 347 度、40,000 メートルの点 <u>点ウ</u> 点工から 347 度、40,000 メートルの点 <u>点工</u> 基点から 301 度、11,000 メートルの点</p> <p><u>【泊地区】</u> <u>点ア、イ、ウ、工、ア</u>を順次結ぶ線によって囲まれた区域 <u>基点甲</u> 鳥取市青谷町長尾鼻灯台 <u>点ア</u> 基点甲から 294 度、14,500 メートルの点 <u>点イ</u> 点アから 349 度、52,000 メートルの点 <u>点ウ</u> 点工から 349 度、52,000 メートルの点 <u>基点乙</u> 西伯郡中山町御崎灯台 <u>点工</u> 基点乙から 58 度、13,800 メートルの点</p> <p><u>【赤崎地区】</u> <u>点ア、イ、ウ、工、ア</u>を順次結ぶ線によって囲まれた区域 <u>基点</u> 西伯郡中山町御崎灯台 <u>点ア</u> 基点から 47 度、13,000 メートルの点 <u>点イ</u> 点アから 349 度、50,000 メートルの点 <u>点ウ</u> 点工から 349 度、50,000 メートルの点 <u>点工</u> 基点から 317 度、10,000 メートルの点</p>
<u>漁業時期</u>	6月1日から10月31日まで
<u>漁業を営む者の資格</u>	定めなし
<u>条件</u>	(1) 各つけ木の間隔は、それぞれ 1,500 メートル以上としなければならない。 (2) 各つけ木の敷設は、漁場区域の沖出し線と平行に一直線としなければならない。 (3) 各つけ木の標識は、つけ木番号(灘側から順次 1, 2, 3, ... とする。)と船名を記入し、見やすい場所に設置しなければならない。

9 固定式刺網

漁業種類	項目	内容
ア 一重網	船舶の総トン数	【中海及び境水道を除く】 定めなし 【中海及び境水道のみ又はこれを含む】 5トン未満
	推進機関の馬力数	定めなし

	操業区域	<p>【中海及び境水道を除く】 鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) <p>【中海及び境水道を含む】 鳥取県沖合 <p>【中海及び境水道のみ】 鳥取県沖合(米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から島根県大海崎を結んだ線以北の中海海域及び境水道に限る。)</p> </p></p>
	漁業時期	1月1日から12月31日まで
	漁業を営む者の資格	<p>【中海及び境水道を除く】 <p>定めなし <p>【中海及び境水道のみ又はこれを含む】 西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する者</p> </p></p>
	条件	<p>【中海及び境水道を除く】 他種漁業の操業を妨げてはならない。 <p>【中海及び境水道を含む】 (1) 中海及び境水道の区域は、漁具は、浮子方の総延長1,000メートル以内でなければならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。 <p>【中海及び境水道のみ】 (1) 漁具は、浮子方の総延長1,000メートル以内でなければならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> </p></p>
	その他	<p>【中海及び境水道のみ又はこれを含む場合】 <p>[許可の有効期間] 3年間</p> </p>
イ 三重網	制限措置	<p>船舶の総トン数</p> <p>定めなし <p>【中海及び境水道のみ又はこれを含む】 5トン未満</p> </p>
	推進機関の馬力数	定めなし
	操業区域	<p>【東部地区】 日野川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合 <p>【西部地区(中海及び境水道を除く)】 西伯郡甲川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) <p>【西部地区(中海及び境水道を含む)】 西伯郡甲川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合</p> </p></p>
	漁業時期	1月1日から12月31日まで
	漁業を営む者の資格	<p>【東部地区】 <p>西伯郡阿弥陀川以東に漁業根拠地を有するもの <p>【西部地区】 西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有するもの</p> </p></p>
	条件	<p>【鳥取市福部町以東に漁業根拠地を有する者】 (1) 使用する漁具の網肩の総延長は1,000メートル以内で、3張り以上使用してはならない。 (2) 西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎とを結ぶ線以東の海域においては、日の出から日没までの間は操業してはならない。 (3) 鳥取市浜坂と同市福部町の境界と最大高潮時海岸線との交点から323度40分(真方位)の線以東の海域においては、最大高潮時海岸線から500メートル以内は、操業してはならない。</p>

(4) 鳥取市浜坂と同市福部町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 323 度 40 分（真方位）の線以西の海域においては、最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内は、操業してはならない。

【鳥取市浜坂～阿弥陀川に漁業根拠地を有する者】

(1) 使用する漁具の網肩の総延長は 1,000 メートル以内で、3 張り以上使用してはならない。

(2) 西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎とを結ぶ線以東の海域においては、日の出から日没までの間は操業してはならない。

(3) 鳥取市浜坂と同市福部町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 323 度 40 分（真方位）の線以東の海域においては、最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内は、操業してはならない。

(4) 鳥取市浜坂と同市福部町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 323 度 40 分（真方位）の線以西の海域においては、最大高潮時海岸線から 500 メートル以内は、操業してはならない。

【阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する（中海及び境水道を除く）】

(1) 使用する漁具の網肩の総延長は 1,000 メートル以内で、3 張り以上使用してはならない。

(2) 西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎とを結ぶ線以東の海域においては、日の出から日没までの間は操業してはならない。

(3) 最大高潮時海岸線から 500 メートル以内の海域においては、操業してはならない。ただし、境港市新屋町 3268 番地 2 地先新屋川左岸の標杭、同標杭から 61 度（真方位）3,030 メートルの点及び島根県海崎鼻を順次直線で結んだ線以北の海域は除く。

【阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する（中海及び境水道を含む）】

(1) 使用する漁具の網肩の総延長は 1,000 メートル以内で、3 張り以上使用してはならない。

(2) 西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎とを結ぶ線以東の海域においては、日の出から日没までの間は操業してはならない。

(3) 最大高潮時海岸線から 500 メートル以内の海域においては、操業してはならない。ただし、中海及び境水道並びに、境港市新屋町 3268 番地 2 地先、新屋川左岸の標杭、同標杭から 61 度（真方位）3,030 メートルの点及び島根県海崎鼻を順次直線で結んだ線以北の海域は除く。

(4) 他種漁業の操業を妨げてはならない。

その他
【中海及び境水道のみ又はこれを含む場合】
【許可の有効期間】 3 年間

ウ 磯昼刺網	制限措置	船舶の総トン数	定めなし
	推進機関の馬力数	定めなし	
	操業区域	【浜村地先】 鳥取市気高町宝木と同市浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分（真方位）の線、鳥取市気高町と同市青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度 00 分（真方位）の線及び最大高潮時海岸線から 1,500 メートルの線によって囲まれた区域。	
	漁業時期	3 月 1 日から 8 月 31 日まで	
	漁業を営む者の資格	【浜村地先】 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	

条件	(1) 使用する漁具の網肩の総延長は 1,000 メートル以内で、3 張り以上使用してはならない。 (2) 午後 7 時から翌日午前 4 時までの間は操業してはならない。 (3) 人為的に光、音等を利用して威嚇してはならない。 (4) もずく(くじめ、あいなめの仲間)、べら(きゅうせんの仲間)、こういか以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (5) 操業中、網の両端に水面上 1.5 メートル以上の高さの漁具標識を掲示しなければならない。
その他提出書類	操業区域を共有する共同漁業権者の同意書

10 かつら網

漁業種類	項目	内容
かつら網	船舶の総トン数	<u>定めなし</u>
	推進機関の馬力数	<u>定めなし</u>
	操業区域	地先最大高潮時海岸線から 5,000 メートル以内の鳥取県沖合で、許可を受ける者ごとに操業区域を設定(操業区域は別に定める。)
	漁業時期	6月1日から11月30日まで
	漁業を営む者の資格	<u>定めなし</u>
	条件	他種漁業の操業を妨げてはならない。

11 小型定置網

漁業種類	項目	内容
ア ふくろ網	船舶の総トン数	<u>定めなし</u>
	推進機関の馬力数	<u>定めなし</u>
	操業区域	鳥取県沖合(中海海域に限る。)
	漁業時期	1月1日から12月31日まで
	漁業を営む者の資格	<u>定めなし</u>
	条件	なし
イ ます網	その他	<u>〔許可の有効期間〕 3年間</u>
	船舶の総トン数	<u>定めなし</u>
	推進機関の馬力数	<u>定めなし</u>
	操業区域	鳥取県沖合(中海海域に限る。)で、許可を受ける者ごとに操業区域を設定(操業区域は別に定める。)
	漁業時期	1月1日から12月31日まで

	<u>漁業を営む者の資格</u>	定めなし
	条件	なし
	その他	〔許可の有効期間〕 3年間
ウ 小型定置網	<u>制限措置</u>	<u>船舶の総トン数</u> 定めなし
		<u>推進機関の馬力数</u> 定めなし
	<u>操業区域</u>	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)で、許可を受ける者ごとに操業区域を設定(操業区域は別に定める。)
	<u>漁業時期</u>	1月1日から12月31日まで
	<u>漁業を営む者の資格</u>	漁業協同組合又は7名以上の共同経営体
	条件	(1) 共同漁業権漁業の操業を妨げてはならない。 (2) 当該漁具が敷設されていることが明確に判断できる標識を設置しなければならない。
	その他提出書類	(1) 小型定置網設置に関する関係漁業協同組合の同意書 (2) 資金調達計画書 (3) 経営収支見込み書 (4) 漁具敷設位置図並びに敷設図(基点、方位、距離表示等により明示すること)
	その他	〔定義〕一定の場所に相当期間に渡って漁具を敷設するもので、漁具は垣網、囲網、身網等で構成されるものである。身網の設置される場所の最深部が最大高潮時において水深27メートル以浅のものをいう。 〔漁業種類〕落網、ます網(つぼ網) 〔起業の認可の期間〕10か月間

12 小型いかつり

漁業種類	項目	内容
ア 小型いかつり (県内船 5トン以上 30トン未満)		別に定める。
イ 小型いかつり (県外船)		別に定める。

13 地びき網

漁業種類	項目	内容
地びき網	<u>制限措置</u>	<u>船舶の総トン数</u> 定めなし
		<u>推進機関の馬力数</u> 定めなし
	<u>操業区域</u>	【東地先】 鳥取県と兵庫県の境界と最大高潮時海岸線との交点から 331 度 10 分

	<p>(真方位、以下同じ。) の線と岩美郡岩美町大字大羽尾と同町牧谷の境界と最大高潮時海岸線との交点から 331 度 10 分の線の間の鳥取県沖合</p> <p><u>【浦富地先】</u></p> <p>岩美郡岩美町大字大羽尾と同町牧谷の境界と最大高潮時海岸線との交点から 331 度 10 分 (真方位、以下同じ。) の線と同町大字浦富と同町田後の境界と最大高潮時海岸線との交点から 331 度 10 分の線の間の鳥取県沖合</p> <p><u>【賀露地先】</u></p> <p>鳥取市浜坂と同市福部町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 323 度 40 分 (真方位、以下同じ。) の線と同市小沢見と同市気高町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線の間の鳥取県沖合</p> <p><u>【浜村地先】</u></p> <p>鳥取市気高町宝木と同市浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分 (真方位、以下同じ。) の線と同市気高町と同市青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線の間の鳥取県沖合</p> <p><u>【北栄町地先】</u></p> <p>東伯郡湯梨浜町と同郡北栄町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 358 度 40 分 (真方位、以下同じ。) の線、同郡北栄町と同郡琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線及び最大高潮時海岸線から 2,000 メートルの線によって囲まれた海域</p> <p><u>【米子市夜見町地先】</u></p> <p>北緯 35 度 28 分 24.17 秒、東経 133 度 18 分 11.27 秒の点から 27 度 (真方位、以下同じ。) の線、北緯 35 度 28 分 30.54 秒、東経 133 度 17 分 53.24 秒の点から 27 度の線及び最大高潮時海岸線から 2,000 メートルの線によって囲まれた区域</p> <p><u>【米子市大篠津町地先】</u></p> <p>北緯 35 度 29 分 45.87 秒、東経 133 度 15 分 58.2 秒の点から 58 度 (真方位、以下同じ。) の線、北緯 35 度 29 分 58.99 秒、東経 133 度 15 分 46.47 秒の点から 58 度の線及び最大高潮時海岸線から 2,000 メートルの線によって囲まれた区域</p>
<u>漁業時期</u>	1月1日から12月31日まで
<u>漁業を営む者の資格</u>	操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者

条件	<p><u>【北栄町地先、米子市夜見町地先及び米子市大篠津町地先以外】</u></p> <p>なし</p> <p><u>【北栄町地先】</u></p> <p>(1) 操業の際は、他船舶の安全航行を確保するため、入網から網をひき始めるまでの間、回転灯を点灯した網船又は監視船を配置しなければならない。</p> <p>(2) 標識として1辺の長さが90センチメートル以上の旗をその部分が水面上1.5メートル以上の高さになるように設置しなければならない。標識は、漁具の袋網部及び左右両側の袖網部にそれぞれ1箇所以上、左右両側のひき綱部については袖網部標識から海岸線に向かって400メートルごとにそれぞれ計2箇所以上設置し、1網の合計が7箇所以上設置することとする。また、すべての標識には電灯その他見やすいものを取り付け、夜間にあっては点灯等させなければならない。</p> <p>なお、袋網部の標識には、1本の竿に赤白色旗、右側の袖網部及びひき綱部の標識には白赤色旗を、左側の袖網部及びひき綱部の標識には赤白色旗を用いるものとする。</p> <p>(3) 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p><u>【米子市夜見町地先及び米子市大篠津町地先】</u></p> <p>(1) 標識として直径40cm以上の浮標を設置しなければならない。浮標は橙色とし、漁具の袋網部、袖網部の左右両側及びひき綱部の左右両側にそれぞれ1箇所以上の計5箇所以上に設置する。また、すべての標識には電灯その他見やすいものを取り付け、夜間にあっては点灯等させなければならない。</p> <p>(2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
その他	<p><u>【北栄町地先】</u></p> <p><u>〔定義〕</u></p> <p><u>第三種共同漁業権区域外で行う地びき網漁業をいう。</u></p> <p>〔船舶の安全航行を確保するための措置〕操業時に陸上の小屋に赤白色旗又は赤旗を掲げる。また、網揚場所に回転灯を点灯する。</p> <p><u>【夜見町地先及び大篠津町地先】</u></p> <p>〔船舶の安全航行を確保するための措置〕操業前日には網揚場所に15時から回転灯を点灯する。</p>
その他提出書類	操業区域を共有する共同漁業権者の同意書

14 すくい網

漁業種類	項目	内容														
すくい網	制限措置	<table border="1"> <tr> <td>船舶の総トン数</td><td>3トン以上10トン未満</td></tr> <tr> <td>推進機関の馬力数</td><td>定めなし</td></tr> <tr> <td>操業区域</td><td>鳥取県沖合(中海及び境水道に限る。)</td></tr> <tr> <td>漁業時期</td><td>1月1日から12月31日まで</td></tr> <tr> <td>漁業を営む者の資格</td><td>定めなし</td></tr> <tr> <td>条件</td><td>(1) 中海で操業してはならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>〔許可の有効期間〕3年間</td></tr> </table>	船舶の総トン数	3トン以上10トン未満	推進機関の馬力数	定めなし	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道に限る。)	漁業時期	1月1日から12月31日まで	漁業を営む者の資格	定めなし	条件	(1) 中海で操業してはならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。	その他	〔許可の有効期間〕3年間
船舶の総トン数	3トン以上10トン未満															
推進機関の馬力数	定めなし															
操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道に限る。)															
漁業時期	1月1日から12月31日まで															
漁業を営む者の資格	定めなし															
条件	(1) 中海で操業してはならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。															
その他	〔許可の有効期間〕3年間															

15 潜水器

漁業種類	項目	内容
潜水器	制限措置	<p>船舶の総トン数 <u>定めなし</u></p> <p>推進機関の馬力数 <u>定めなし</u></p> <p>操業区域 <u>【福部地先】</u> <u>岩美郡岩美町と鳥取市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 331 度 10 分（真方位、以下同じ。）の線と鳥取市福部町と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点から 323 度 40 分の線及び最大高潮時海岸線から 1,500 メートルの線で囲まれた海域</u> <u>【賀露地先】</u> <u>鳥取市福部町と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点から 323 度 40 分（真方位、以下同じ。）の線と同市小沢見と同市気高町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度の線の間の鳥取県沖合</u> <u>【酒津地先】</u> <u>鳥取市小沢見と同市気高町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度（真方位、以下同じ。）の線と同市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度の線の間の鳥取県沖合及び次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた海域のうち鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度の線以西の海域</u> <u>点ア 北緯35度32分02秒、東経134度03分48秒</u> <u>点イ 北緯35度31分38秒、東経134度03分49秒</u> <u>点ウ 北緯35度31分39秒、東経134度04分11秒</u> <u>点エ 北緯35度32分01秒、東経134度04分11秒</u> <u>【浜村地先】</u> <u>鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度（真方位、以下同じ。）の線と同市気高町と同市青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度の線の間の鳥取県沖合。ただし、次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた海域のうち鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度の線以西は除く。</u> <u>点ア 北緯35度32分02秒、東経134度03分48秒</u> <u>点イ 北緯35度31分38秒、東経134度03分49秒</u> <u>点ウ 北緯35度31分39秒、東経134度04分11秒</u> <u>点エ 北緯35度32分01秒、東経134度04分11秒</u> <u>【泊地先】</u> <u>鳥取市と東伯郡の境界と最大高潮時海岸線との交点から 342 度 30 分（真方位、以下同じ。）の線と東伯郡湯梨浜町大字宇谷と同町大字宇野の境界と最大高潮時海岸線との交点から 352 度 30 分の線の間の鳥取県沖合</u> <u>【北栄地先】</u> <u>東伯郡湯梨浜町大字宇谷と同町大字宇野の境界と最大高潮時海岸線との交点から 352 度 30 分（真方位、以下同じ。）の線と同郡北栄町と同郡琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線の間の鳥取県沖合</u> <u>【赤崎地先】</u> <u>東伯郡北栄町と同郡琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点から</u></p>

	<u>353度40分（真方位、以下同じ。）の線と西伯郡大山町田中1882番地と956番地の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分の線の間の鳥取県沖合</u> <u>【中山地先】</u> <u>西伯郡大山町田中1882番地と956番地の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分（真方位、以下同じ。）の線と大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分の線の間の鳥取県沖合</u> <u>【淀江町地先】</u> <u>西伯郡阿弥陀川河口中央から353度40分（真方位、以下同じ。）の線と米子市淀江町佐陀と同町二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点から13度10分の線の間の鳥取県沖合</u> <u>【米子市地先（淀江町地先を除く。）】</u> <u>米子市淀江町佐陀と同町二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点から13度10分（真方位、以下同じ。）の線と米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度00分の線の間の鳥取県沖合</u>
<u>漁業時期</u>	6月1日から8月31日まで
<u>漁業を営む者の資格</u>	操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者
<u>条件</u>	(1) かき以外は採捕してはならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
<u>その他提出書類</u>	操業区域を共有する共同漁業権者の同意書
<u>その他</u>	〔定義〕潜水器（「潜水器」とは、人力のみの限度を超えて、積極的に潜水時間を長くしたり、潜水深度を深める等のため、空気又は酸素等を補給する器具（ポンプ、ボンベ等）を具備したものをいう。）を使用して行う漁業をいう。 〔許可の有効期間〕 1年間

16 あわび

漁業種類	項目	内容
あわび	<u>船舶の総トン数</u>	定めなし
	<u>推進機関の馬力数</u>	定めなし
	<u>操業区域</u>	<p><u>【鳥取港】</u> <u>基点と点アから点ツまでを順次結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</u></p> <p><u>基点 鳥ヶ島灯台の中心点</u> <u>点ア 基点から319度20分（真方位）57メートルの点</u> <u>点イ 基点から307度30分（真方位）70メートルの点</u> <u>点ウ 基点から341度00分（真方位）199メートルの点</u> <u>点エ 基点から9度30分（真方位）410メートルの点</u> <u>点オ 基点から3度10分（真方位）482メートルの点</u> <u>点カ 基点から29度30分（真方位）772メートルの点</u> <u>点キ 基点から38度30分（真方位）1,036メートルの点</u> <u>点ク 基点から38度00分（真方位）1,038メートルの点</u> <u>点ケ 基点から40度00分（真方位）1,115メートルの点</u></p>

	<p><u>点コ</u> 基点から 44 度 20 分（真方位）1,086 メートルの点 <u>点サ</u> 基点から 65 度 30 分（真方位）808 メートルの点 <u>点シ</u> 基点から 70 度 40 分（真方位）790 メートルの点 <u>点ス</u> 基点から 85 度 30 分（真方位）828 メートルの点 <u>点セ</u> 基点から 82 度 20 分（真方位）1,005 メートルの点 <u>点ソ</u> 基点から 81 度 30 分（真方位）1,052 メートルの点 <u>点タ</u> 基点から 94 度 00 分（真方位）1,173 メートルの点 <u>点チ</u> 基点から 94 度 10 分（真方位）1,171 メートルの点 <u>点ツ</u> 基点から 102 度 30 分（真方位）1,304 メートルの点</p> <p>【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第 2 西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p> <p>【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤（東）南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p> <p>【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分（真方位）の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分（真方位）の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線によって囲まれた海域</p> <p>【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度（真方位）の線以北の鳥取県沖合（中海及び境水道を除く。）</p>
漁業時期	1月 1 日から 12 月 31 日まで
漁業を営む者の資格	<p>【鳥取港】 鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p> <p>【泊漁港】 泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p> <p>【淀江漁港】 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p> <p>【御来屋地先】 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者</p> <p>【境港市地先】 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p>
条件	<p>【境港地先以外】 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>【境港地先】 (1) 境港防波堤灯台から 0 度（真方位）の線と境港防波堤灯台から 128 度（真方位）の線の間の海域では操業してはならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
その他提出書類	<p>【鳥取港】 鳥取港における素潜り漁業に関する協定書の写し</p> <p>【泊漁港】 泊漁港における素潜り漁業に関する協定書の写し</p> <p>【淀江漁港】 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定書の写し</p> <p>【御来屋地先】 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定書の写し</p>

	<u>【境港市地先】</u> 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定書の写し
その他	<u>〔定義〕</u> 海面において素潜りにより、あわびを採捕する漁業をいう。 <u>〔許可の有効期間〕</u> 1年間

17 なまこ

漁業種類	項目	内容
なまこ	制限措置	<p><u>船舶の総トン数</u> 定めなし</p> <p><u>推進機関の馬力数</u> 定めなし</p> <p><u>操業区域</u></p> <p><u>【鳥取港】</u> 基点と点アから点ツまでを順次結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p> <p>基点 鳥ヶ島灯台の中心点</p> <p>点ア 基点から 319 度 20 分 (真方位) 57 メートルの点</p> <p>点イ 基点から 307 度 30 分 (真方位) 70 メートルの点</p> <p>点ウ 基点から 341 度 00 分 (真方位) 199 メートルの点</p> <p>点エ 基点から 9 度 30 分 (真方位) 410 メートルの点</p> <p>点オ 基点から 3 度 10 分 (真方位) 482 メートルの点</p> <p>点カ 基点から 29 度 30 分 (真方位) 772 メートルの点</p> <p>点キ 基点から 38 度 30 分 (真方位) 1,036 メートルの点</p> <p>点ク 基点から 38 度 00 分 (真方位) 1,038 メートルの点</p> <p>点ケ 基点から 40 度 00 分 (真方位) 1,115 メートルの点</p> <p>点コ 基点から 44 度 20 分 (真方位) 1,086 メートルの点</p> <p>点サ 基点から 65 度 30 分 (真方位) 808 メートルの点</p> <p>点シ 基点から 70 度 40 分 (真方位) 790 メートルの点</p> <p>点ス 基点から 85 度 30 分 (真方位) 828 メートルの点</p> <p>点セ 基点から 82 度 20 分 (真方位) 1,005 メートルの点</p> <p>点ソ 基点から 81 度 30 分 (真方位) 1,052 メートルの点</p> <p>点タ 基点から 94 度 00 分 (真方位) 1,173 メートルの点</p> <p>点チ 基点から 94 度 10 分 (真方位) 1,171 メートルの点</p> <p>点ツ 基点から 102 度 30 分 (真方位) 1,304 メートルの点</p> <p><u>【泊漁港】</u> 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第2西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p> <p><u>【赤崎港】</u> 赤崎港東防波堤西端と赤崎港西防波堤北東端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p> <p><u>【淀江漁港】</u> 淀江漁港内防波堤(東)南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p> <p><u>【御来屋地先】</u> 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分 (真方位) の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分 (真方位) の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線によって囲まれた海域</p> <p><u>【境港市地先】</u> 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 (真方位) の線以北の鳥取県沖合(中海及び境水道大橋東端以西の境水</p>

	<u>道並びに共同漁業権区域を除く。)</u>
<u>漁業時期</u>	<u>1月1日から12月31日まで</u>
<u>漁業を営む者の資格</u>	<p><u>【鳥取港】</u> <u>鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</u></p> <p><u>【泊漁港】</u> <u>泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</u></p> <p><u>【赤崎港】</u> <u>赤崎港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</u></p> <p><u>【淀江漁港】</u> <u>淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</u></p> <p><u>【御来屋地先】</u> <u>御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者</u></p> <p><u>【境港市地先】</u> <u>境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者</u></p>
<u>条件</u>	<p><u>【境港地先以外】</u> <u>他種漁業の操業を妨げてはならない。</u></p> <p><u>【境港地先】</u> (1) 境港防波堤灯台から 0 度（真方位）の線と境港防波堤灯台から 128 度（真方位）の線の間の海域では操業してはならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
<u>その他提出書類</u>	<p><u>【鳥取港】</u> <u>鳥取港における素潜り漁業に関する協定書の写し</u></p> <p><u>【泊漁港】</u> <u>泊漁港における素潜り漁業に関する協定書の写し</u></p> <p><u>【赤崎港】</u> <u>赤崎港における素潜り漁業に関する協定書の写し</u></p> <p><u>【淀江漁港】</u> <u>淀江漁港における素潜り漁業に関する協定書の写し</u></p> <p><u>【御来屋地先】</u> <u>御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定書の写し</u></p> <p><u>【境港市地先】</u> <u>境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定書の写し</u></p>
<u>その他</u>	<p><u>【定義】</u> 海面において素潜りにより、なまこを採捕する漁業をいう。</p> <p><u>【許可の有効期間】</u> 1年間</p>

附 則

- 1 この方針は昭和 51 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針(昭和 41 年 4 月)及び小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針(昭和 41 年 7 月)並びにまき網漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針(昭和 43 年 5 月)は、廃止する。
- 3 この方針適用前にした漁業の許可又は起業の認可は、その漁業の許可又は起業の認可の有効期間中は、この方針に基づいてしたものとみなす。

(以下、略)

附 則

この方針は、平成 21 年 5 月 20 日から適用する。

附 則

この方針は、平成 21 年 9 月 18 日から適用する。

附 則

この方針は、平成 21 年 10 月 30 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 22 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 10 月 28 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 24 年 5 月 15 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 24 年 10 月 4 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 25 年 2 月 26 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 27 年 8 月 1 日に公布し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 30 年 8 月 10 日に公布し、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、令和 2 年 11 月 20 日に公布し、令和 2 年 12 月 1 日から適用する。



別紙

中海及び境水道における島根県漁業者を対象とした 漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱について

第1 趣旨

中海及び境水道について、鳥取県と島根県が漁業調整のため調印した「中海及び境水道における漁業に関する協定書」（平成18年1月31日付調印）、「中海及び境水道における漁業許可の取扱いに関する運用協定書」（平成21年3月27日付調印）及び「中海及び境水道における漁業の許可等に係る確認書」（平成21年3月27日付調印）に基づき、中海及び境水道の鳥取県海域における島根県漁業者への漁業の許可又は起業の認可等（以下「許可等」という。）の取扱いについては、鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第__号）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

第2 許可等の対象者

中海及び境水道を操業区域として許可等を受けようとする者のうち、既に島根県から「島根県漁業調整規則」（__年島根県規則第__号）による許可等を受けている者

第3 許可等を行う漁業及び漁業種類

鳥取県が許可等を行う漁業及び漁業種類		(参考) 島根県が許可等を行う漁業及び漁業種類	
漁業の名称	漁業種類	漁業の名称	漁業種類
小型機船底びき網漁業	かいけた網漁業	小型機船底びき網漁業	とり貝けた網漁業 なまこけた網漁業
機船船びき網漁業	わかさぎ機船船びき網漁業 さより船びき網漁業 1そうびきいわし船びき網漁業 あみえび機船船びき網漁業	機船船びき網漁業	わかさぎ機船船びき網漁業 さより機船船びき網漁業 1そうびきいわし機船船びき網漁業 あみえび機船船びき網漁業
まき刺網漁業	1そうまきぼらまき刺網漁業 2そうまきぼらまき刺網漁業 1そうまきぼら狩刺網漁業	さし網漁業	ぼらまきさし網漁業
固定式刺網漁業	一重網漁業 三重網漁業	固定式さし網漁業	磯さし網漁業
すくい網漁業	すくい網漁業	すくい網漁業	いわしそくい網漁業 さっぱ雜魚すくい網漁業
あわび漁業	あわび漁業	あわび漁業	あわび漁業
なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業

第4 許可等の申請方法

許可等の申請は、原則として島根県を経由して行わなければならない。

第5 許可等の申請における申請書に添付する書類

番号	添付書類名	申請事項				
		許可申請	認可に基づく許可	変更許可	書換交付	許可証再交付
1	申請書	○	○	○	○	○
2	申請理由書	○				
3	共同経営説明書	△	△	△	△	
4	代表者選定届	△	△		△	
5	代表者変更届				△	
6	船舶使用承諾書	△			△	
7	定款及び登記簿謄本	△	△			
8	廃業届	△	△			
9	許可証（又は写し）	△		○	○	
10	認可指令書（又は写し）		○			
11	漁具の規模構造図	○	△			△

* ○印は必ず添付、△印は必要に応じて添付

* その他、必要と認める書類を請求する場合がある。

第6 制限措置及び条件

漁業名	項目	内 容	
小型機船底びき網漁業	制限措置	漁業種類	かいけた網漁業
		船舶の総トン数	5トン未満（ただし、平成21年3月27日時点で島根県知事の許可を受けていたものは除く）
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	中海及び境水道
		漁業時期	1月1日～12月31日まで
		漁業を営む者の資格	島根県知事から同種漁業許可を受けた者
	条件	(1) 日没から日の出までの間は操業してはならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。 (3) 中海で操業してはならない。	
機船船びき網漁業	制限措置	漁業種類	わかさぎ機船船びき網漁業
		船舶の総トン数	3トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	中海
		漁業時期	10月15日～翌年3月31日まで
		漁業を営む者の資格	島根県知事から同種漁業許可を受けた者

	条件	(1) 日没から日の出までの間は操業してはならない。 (2) わかさぎ以外を採捕の目的としてはならない。 (3) 碇で固定した船舶に網を引き寄せる漁法以外により操業してはならない。 (4) 船舶を敷設漁具の施設を利用して固定してはならない。 ○ (5) 漁具は、網目 1 センチメートル以上、浮子方の長さ 100 メートル以下でなければならない。 (6) 既設の漁具の周囲 50 メートル以内の区域では操業してはならない。 (7) 江島大橋南端以北の中海で操業してはならない。 (8) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
制限措置	漁業種類	さより船びき網漁業
	船舶の総トン数	5 トン以下 (ただし、平成 21 年 3 月 27 日時点で島根県知事の許可を受けていたものは除く)
	推進機関の馬力数	定めなし
	操業区域	中海及び境水道
	漁業時期	11 月 1 日～翌年 6 月 30 日まで
	漁業を営む者の資格	島根県知事から同種漁業許可を受けた者
	条件	(1) 網目は 2 センチメートル以上でなければならない。 (2) 網肩の全長は 30 メートルを超えてはならない。 (3) ひき綱の全長は片側 30 メートルを超えてはならない。 (4) 他種漁業の操業を妨げてはならない。 (5) 中海で操業してはならない。
制限措置	漁業種類	1 そうびきいわし船びき網漁業
	船舶の総トン数	10 トン未満
	推進機関の馬力数	定めなし
	操業区域	中海及び境水道
	漁業時期	11 月 1 日～翌年 3 月 31 日まで
	漁業を営む者の資格	島根県知事から同種漁業許可を受けた者
	条件	(1) 日没から日の出までの間は操業してはならない。 (2) 網肩の長さは 100 メートルを超えてはならない。 (3) 曳綱の長さは 80 メートルを超えてはならない。 (4) 網船以外の船舶を使用してはならない。 (5) 中海で操業してはならない。
制限措置	漁業種類	あみえび機船船びき網漁業
	船舶の総トン数	3 トン未満
	推進機関の馬力数	定めなし
	操業区域	中海
	漁業時期	6 月 1 日～翌年 3 月 31 日まで
	漁業を営む者の資格	島根県知事から同種漁業許可を受けた者

		者の資格	
	条件		(1) 碇で固定した船舶に網を引き寄せる漁法以外により操業してはならない。 (2) あみえび以外を採捕の目的としてはならない。
まき刺網漁業	制限措置	漁業種類	1 そうまきばらまき刺網漁業
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	中海及び境水道
		漁業時期	1月1日～12月31日まで
		漁業を営む者の資格	島根県知事から同種漁業許可を受けた者
	条件		(1) 漁具は、浮子方の長さ450メートル以内でなければならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
まき刺網漁業	制限措置	漁業種類	2 そうまきばらまき刺網漁業
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	中海及び境水道
		漁業時期	1月1日～12月31日まで
		漁業を営む者の資格	島根県知事から同種漁業許可を受けた者
	条件		(1) 漁具は、浮子方の長さ450メートル以内でなければならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
固定式刺網漁業	制限措置	漁業種類	1 そうまきばら狩刺網漁業
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	中海及び境水道
		漁業時期	1月1日～12月31日まで
		漁業を営む者の資格	島根県知事から同種漁業許可を受けた者
	条件		(1) 漁具は、浮子方の長さ450メートル以内でなければならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
	制限措置	漁業種類	一重網漁業
	制限措置	船舶の総トン数	5トン未満
	制限措置	推進機関の馬力数	定めなし
	制限措置	操業区域	中海及び境水道

		<u>漁業時期</u>	1月1日～12月31日まで
		<u>漁業を営む者</u> <u>者の資格</u>	島根県知事から同種漁業許可を受けた者
	<u>条件</u>		(1) 漁具は、浮子方の総延長1,000メートル以内でなければならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
すくい網漁業	<u>制限措置</u>	<u>漁業種類</u>	三重網漁業
		<u>船舶の総トン数</u>	5トン未満
		<u>推進機関の馬力数</u>	<u>定めなし</u>
		<u>操業区域</u>	中海及び境水道
		<u>漁業時期</u>	1月1日～12月31日まで
		<u>漁業を営む者</u> <u>者の資格</u>	島根県知事から同種漁業許可を受けた者
		<u>条件</u>	(1) 漁具は、浮子方の総延長1,000メートル以内でなければならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
あわび漁業	<u>制限措置</u>	<u>漁業種類</u>	あわび漁業
		<u>船舶の総トン数</u>	<u>定めなし</u>
		<u>推進機関の馬力数</u>	<u>定めなし</u>
		<u>操業区域</u>	中海及び境水道大橋東端以西の境水道
		<u>漁業時期</u>	1月1日から12月31日まで
		<u>漁業を営む者</u> <u>者の資格</u>	島根県知事から同種漁業許可を受けた者
		<u>条件</u>	他種漁業の操業を妨げてはならない。
なまこ漁業	<u>制限措置</u>	<u>漁業種類</u>	なまこ漁業
		<u>船舶の総トン数</u>	<u>定めなし</u>
		<u>推進機関の馬力数</u>	<u>定めなし</u>
		<u>操業区域</u>	中海及び境水道大橋東端以西の境水道
		<u>漁業時期</u>	1月1日から12月31日まで
		<u>漁業を営む者</u> <u>者の資格</u>	島根県知事から同種漁業許可を受けた者
		<u>条件</u>	他種漁業の操業を妨げてはならない。

